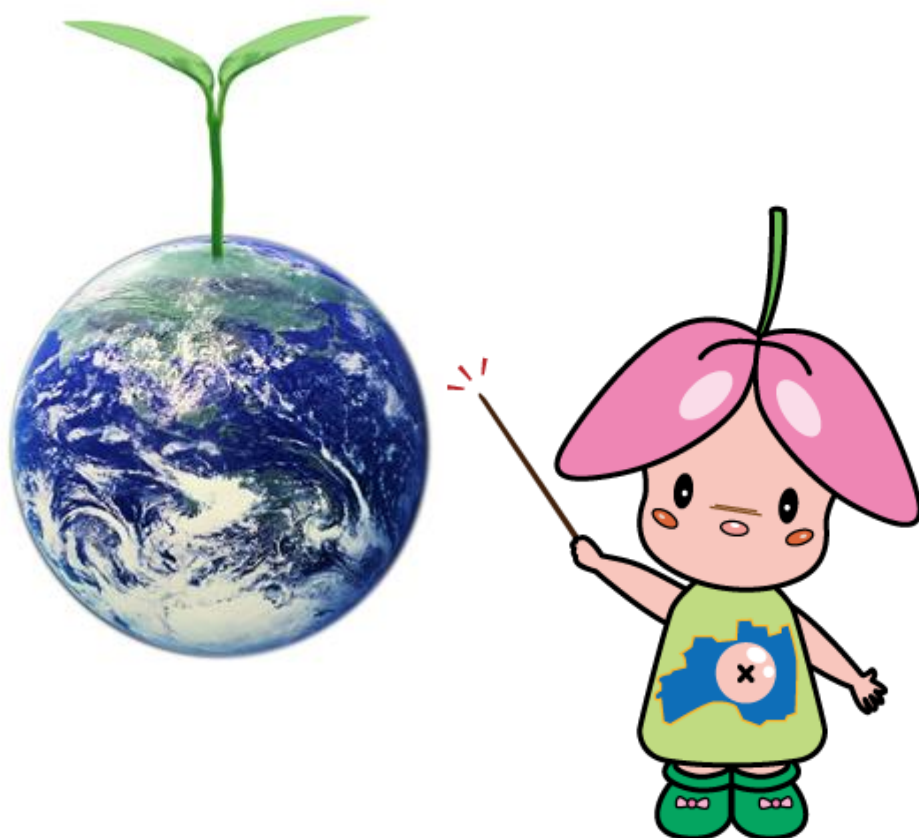


～ みんなが環境に配慮し、安全で美しい自然環境と人の暮らしとが共生しているまち ～

本宮市第2次環境基本計画

本宮市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕



平成31年3月

本宮市

はじめに

私たちのまち本宮市は、水と緑の豊かな自然に囲まれ、福島県の中央部に位置する交通の要衝で大変住みやすいまちです。自然豊かで安全・安心な生活空間の創出には、市民一人ひとり、事業者、そして行政が環境に対して意識を持ち自ら行動に移すこととあわせ、将来を見据えた総合的な視点に立ち本市の美しい環境を守っていかねばなりません。恵まれた自然環境を将来の世代へ引き継いでいくことは、今を生きる私たちに課せられた責務であります。



現在、私たちは、地球温暖化や大気汚染、海洋プラスチック汚染、生物多様性の損失など、地球規模の様々な環境問題への対応が求められています。加えて、東日本大震災に伴う東京電力福島第1原子力発電所事故により広範囲に放射性物質が拡散し、生活への不安や風評被害など大きな影響をもたらし、それらを解消するために多くの時間と労力を費やすこととなりました。

このような状況の中で、引き続き自然と共生し、持続可能な暮らしを保ちながら本市が発展していくためには、放射線の影響に対する不評の払拭、温室効果ガスの削減と気候変動への対処、循環型社会や自然共生社会の構築、そして生活環境の保全など、環境に関する問題に積極的かつ的確に対応しなければなりません。

こうしたことから、このたび「みんなが環境に配慮し、安全で美しい自然環境と人の暮らしとが共生しているまち」の実現を目指し、本宮市第2次環境基本計画を策定しました。今後は、この計画に掲げた目標の達成に向け、本市の特色を生かした施策を積極的に実施してまいりますので、多くの皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、多くの時間を費やしてご審議いただきました本宮市環境審議会の委員をはじめ、貴重なご意見やご提言そしてご協力をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

平成31年3月

本宮市長 たか高 まつ松 ぎ義 ぎょう行

【目次】

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
1-1 策定の趣旨	1
1-2 計画の性格	1
1-3 目指す環境像	1
1-4 基本理念	2
1-5 計画の担い手と役割	3
1-6 対象範囲	4
1-7 計画の期間	5
第2節 本宮市の概況	6
2-1 位置と地勢	6
2-2 気候と降水量	6
2-3 人口と世帯数	6
2-4 産業	7
2-5 土地利用の状況	7
第3節 第1次計画の評価	8
3-1 第1次計画の実績と評価	8
第2章 第2次計画の取り組みの体系と環境目標	13
第1節 取り組みの体系	13
第2節 環境目標	14
第3章 施策の展開と各主体の取り組み	16
第1節 地球環境への負荷の少ないまちづくり【地球環境保全対策の推進】	16
1-1 地球温暖化対策への取り組み	16
1-2 オゾン層保護対策への取り組み	19
第2節 安心で良好な生活環境を大切にするまちづくり【生活環境対策の推進】	20
2-1 水環境保全への取り組み	20
2-2 騒音、振動、悪臭防止対策への取り組み	21
2-3 大気環境保全への取り組み	22
2-4 美化活動・不法投棄対策への取り組み	22
2-5 大規模災害への備えと取り組み	23
2-6 環境放射線量の監視の取り組み	24
2-7 空き家、空き地等の管理の取り組み	25
第3節 人と自然が共生し、うるおいのあるまちづくり【人と自然が共生できる環境の創造】	26
3-1 緑あふれるまちづくりへの取り組み	26
3-2 生物生息空間の保全と創造への取り組み	27
3-3 うつくしい水辺の保全と創造への取り組み	28
第4節 資源の有効利用で持続可能なまちづくり【循環型社会の形成】	29
4-1 一般廃棄物の減量化、資源化への取り組み	29
4-2 産業廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減への取り組み	30

第5節 「知る」から「行動する」まちづくり【環境保全意識の向上、自主活動の促進】	31
5-1 環境教育、環境学習への取り組み	31
5-2 環境保全活動への取り組み	32
第4章 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）	33
第1節 実行計画の基本的事項	33
1-1 計画の目的	33
1-2 計画の位置づけ	33
1-3 計画期間	34
1-4 対象とする温室効果ガスと部門等	34
第2節 温室効果ガス排出量の現状と将来推計	35
2-1 温室効果ガス排出量の現状	35
2-2 温室効果ガス排出量の将来推計	36
第3節 温室効果ガス排出量の削減目標と対策・施策	37
3-1 温室効果ガス排出量の削減目標	37
3-2 温室効果ガス排出量の対策・施策	38
3-3 気候変動への「緩和」と「適応」	40
第5章 計画の進行管理等	42
第1節 計画の進行管理等	42
1-1 計画の進行管理	42
1-2 計画の見直し	42
1-3 計画の推進体制	42
資料編	44

※ 文中に「*」のついた言葉については、巻末の用語説明で解説を付けています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1-1 策定の趣旨

本宮市では、良好な環境の保全と創造を図るために平成20年9月に本宮市環境基本条例を制定し、市、市民及び事業者の全てが共同し、環境への負荷の低減に努めるとともに豊かで快適な環境を保全しながら創造していくこととしました。そのため、平成21年2月に本宮市環境基本計画（以下、「第1次計画」という。）を策定し、計画に掲げる「良好な環境を将来の世代に継承していく環境づくり」、「人と自然が共生し、持続的発展が可能な環境づくり」、「地球環境保全を積極的に推進する環境づくり」の3つの基本理念の実現に向け、これまで施策を総合的かつ計画的に進めてまいりました。

この間、第1次計画の策定から10年が経過し、国においては地球温暖化*対策を強化するための法改正が行われ、また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力第一原子力発電所の事故により、安全・安心な生活環境や脱原発及び再生可能なクリーンエネルギー*やバイオマスエネルギー*などへの転換が進められるなど、環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。

このような環境を取り巻く情勢の変化と第1次計画のこれまでの取り組みを踏まえ、新たに展開していくべき環境に関わる施策の取り組みの指針として、本宮市第2次環境基本計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を、本計画に含む形で策定しました。

1-2 計画の性格

本計画は、本宮市環境基本条例に基づく環境行政の基本計画であり、本宮市第2次総合計画と整合性を図りつつ、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の望ましい環境像の実現を目指すものです。

1-3 目指す環境像

本計画を市民、事業者、行政が協働しながら目指していく環境像（将来像）を次のとおり定めます。

「みんなが環境に配慮し、

安全で美しい自然環境と人の暮らしとが共生しているまち」

1-4 基本理念

目指す環境像を実現するため、本宮市環境基本条例第3条で定めた基本理念を基に、次のとおり本計画実行の基本理念を定めます。

1. 良好な環境を将来の世代へ継承していく環境づくり

私たちの社会は効率性、利便性、経済性を追求し、資源やエネルギーの消費、土地利用等により自然の再生能力を超える負荷を与えてきました。しかしながら、良好で豊かな環境は、将来の世代も含めて共有されているものであり、将来の世代へ継承していく必要があります。

2. 人と自然が共生し、持続的発展が可能な環境づくり

環境は自然生態系の微妙なバランスのもとに成立していることを認識し、環境の保全と創造を進めていかなければなりません。自然環境は、人間が生存する上で必要不可欠な基盤です。持続可能な人と自然の共生を実現していくためには、保全すべき部分は維持、保全し、自然に手を加える部分については、極力自然環境に配慮するとともに環境負荷の少ないものとしていく必要があります。

3. 地球環境保全を積極的に推進する環境づくり

環境問題への取り組みは、「地球規模で考え、地域で行動する。」という言葉に代表されます。たとえば、私たちが普通に生活することにより発生した二酸化炭素等が、地球温暖化の大きな要因となっています。その影響は、海外の遠く離れた場所で起きているだけではなく、日本における集中豪雨や異常気象なども地球温暖化の影響といわれています。

環境問題は、私たち一人ひとりが自らの問題として捉え、関心を持ち、気づき、地域の中でできることから自ら行動することが大切です。

1-5 計画の担い手と役割

目指す環境像「みんなが環境に配慮し、安全で美しい自然環境と人の暮らしとが共生しているまち」を実現するためには、市民、事業者、行政の各主体がそれぞれの役割を認識し、連携、協力、協働しながら環境の保全と創造に関する取り組みを実践していくことが重要です。

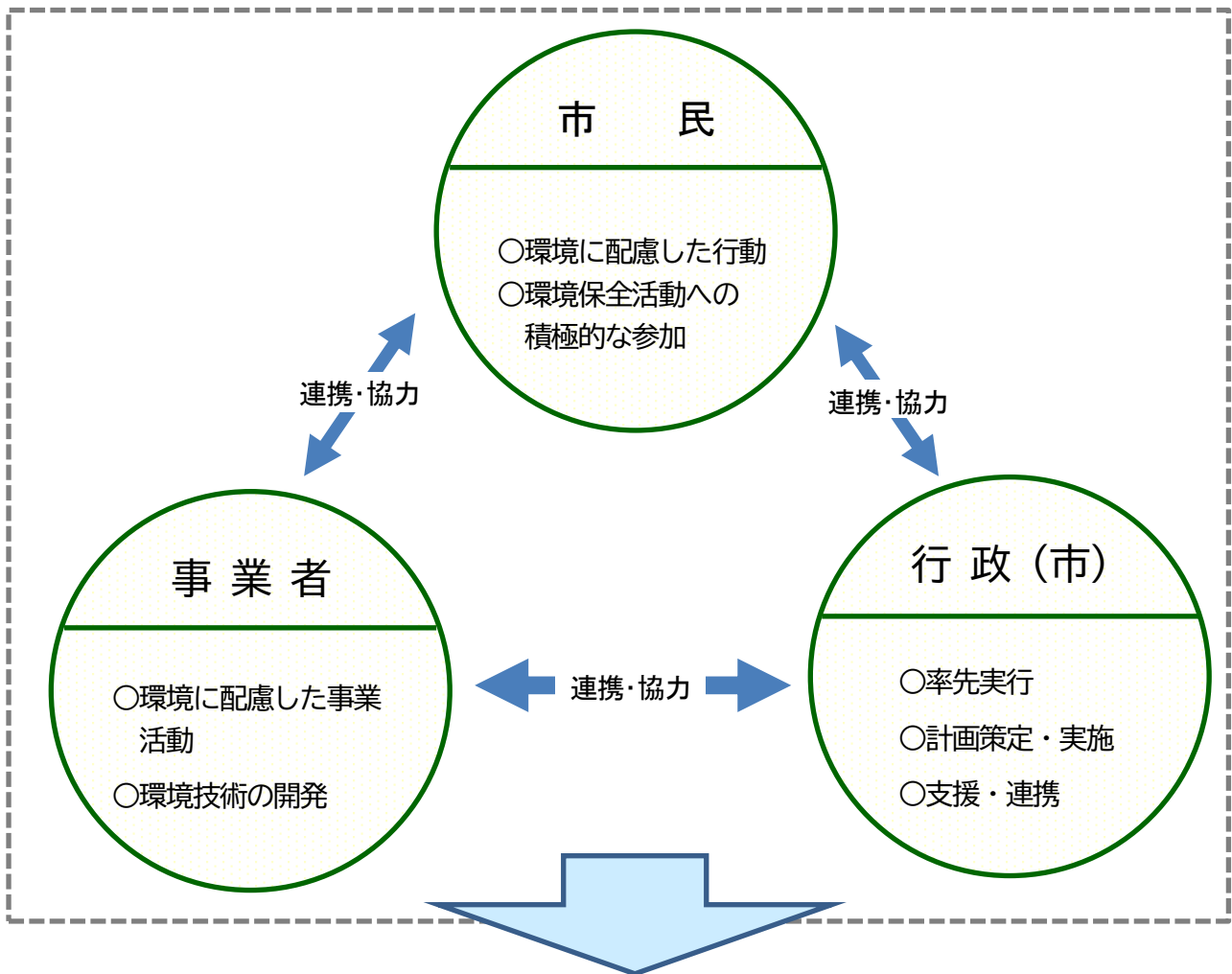
- 市民

 一人ひとりが、環境に配慮した行動を実践するとともに、市民活動や他の主体の取り組みにも積極的に参加します。
- 事業者

 自らの事業活動が環境に与える影響を認識するとともに、良好な環境づくりのため積極的に環境に配慮した対応を図ります。
- 行政(市)

 市民、事業者と協働して、環境に関する基本的かつ総合的な計画を策定、実施するとともに、自らも率先して環境に配慮した取り組みを実践します。

各主体の協働イメージ



みんなが環境に配慮し、安全で美しい自然環境と人の暮らしとが共生しているまち

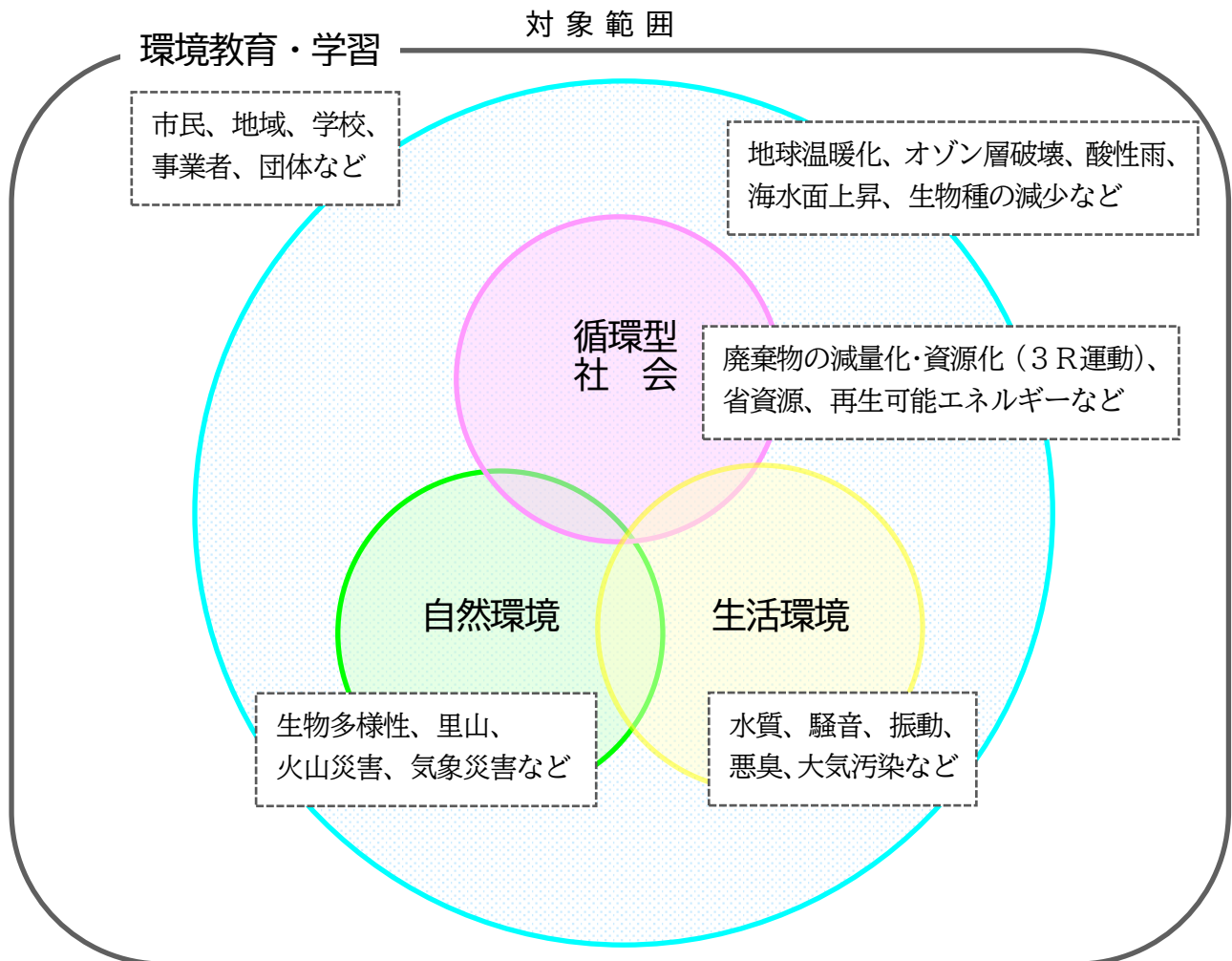
環境配慮行動

今日の環境問題は、それを生み出しているのは社会の仕組みの中にもあります。規範意識（その行動をすべきだと考えること）や有効性感覚（自分の行動が環境改善に影響力があると考えたこと）などに基づいた一人ひとりの行動が大切であることに、多くの人（市民）は気づき始めています。環境に配慮して自発的に行う生活行動、購入行動、交通行動、環境保全活動への参加などを環境配慮行動と呼びます。各主体の環境配慮行動を促すことで、環境にできる限り負荷をかけない循環型社会を目指します。

1-6 対象範囲

計画の対象は、身近な環境から地球規模までの幅広い意味での環境を対象とします。

地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、海面上昇、生物種の減少など
生活環境	水質、騒音、振動、悪臭、大気汚染など
自然環境	生物多様性、里山、火山災害、気象災害など
循環型社会	廃棄物の減量化・資源化（3R運動）、省資源、再生可能エネルギーなど
環境学習・教育	市民、地域、学校、事業者、団体など



1-7 計画の期間

本計画の計画期間は、平成31年度を初年度とし平成40年度までの10年間とします。また、環境問題や社会情勢の急激な変化、及び本宮市第2次総合計画の後期基本計画の改訂状況に応じて、5年に一度見直しを行うこととします。

※ 2019年5月1日以降は、「平成」を新元号年度に読み替えるものとします。

第2節 本宮市の概況

2-1 位置と地勢

◆福島へのそのまち

本宮市は、福島県のほぼ中央に位置し、北は二本松市・大玉村、南と西は郡山市、東は三春町に接しています。市域の広がり、東西 17.82km、南北 8.62 km で、面積は 88.02 k m²です。

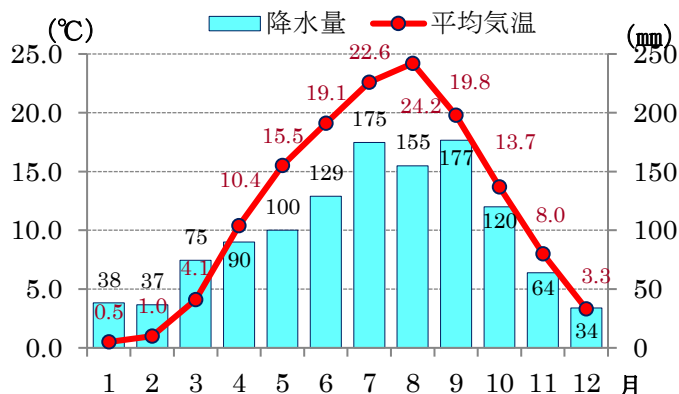
市の中央部には東北地方を代表する名川「阿武隈川」が北流し平地が広がっています。阿武隈川の支流である五百川、安達太良川、百日川、瀬戸川、仲川、白岩川などの多くの河川が流れ、東部は阿武隈山系の岩角山、高松山、岳山などの山並みや丘陵地が広がり、西部には安達太良山から連なる大名倉山を中心とした山並みを有しており、水と緑の豊かな自然に恵まれています。

福島県の中央部に位置し、江戸時代に奥州街道の宿場町として栄えた歴史を持つ、古くからの交通の要衝地として栄え、現在も交通の要衝にある優位性と可能性を十分に活かし、「福島へのそのまち」として未来に向けてのさらなる成長を目指すまちです。また、阿武隈川流域では農耕に適した平坦で肥沃な土地条件等を生かし、稲作を中心に野菜生産、畜産等が行われてきました。

2-2 気温と降水量

◆比較的温暖

本市は太平洋側気候に属し、年間を通じて比較的温暖で、年平均気温 11.9℃、年平均降水量 1,212.9mm、過去 30 年間(1981 年から 2010 年)の平均気温上昇量 1.5℃、降水量は 253mm 増加しており、温暖化の傾向が出現しています。



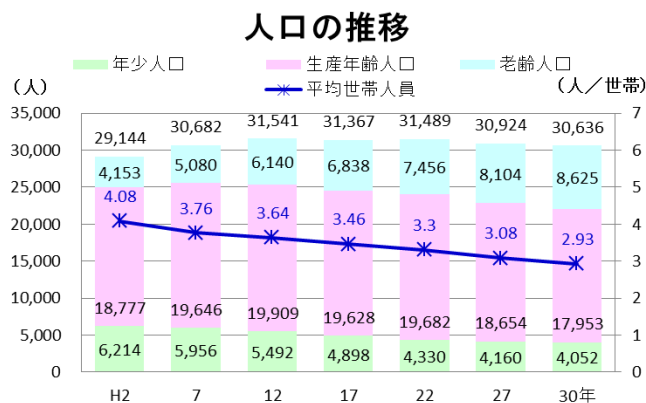
【資料：福島地方気象台二本松観測所(過去 30 年の平均値)】

2-3 人口と世帯数

◆平均世帯人員が減少

福島県の推計人口によると、平成 30 年 7 月の本市の人口は 30,636 人、世帯数は 10,467 世帯です。人口は増加傾向にありましたが、東日本大震災や原子力災害の影響などもあり、その後は減少傾向が続いています。平均世帯人員は平成 2 年に 4.08 人であったのに対し、平成 30 年 7 月には 2.93 人まで減少しており、核家族化や小家族化が進んでいます。

平成 30 年 7 月の年少人口割は 13.2% (平成 2 年 21.3%)、高齢化率が 28.2% (平成 2 年 14.3%) であり、少子高齢化は着実に進んでいます。



【資料：2015 国勢調査】

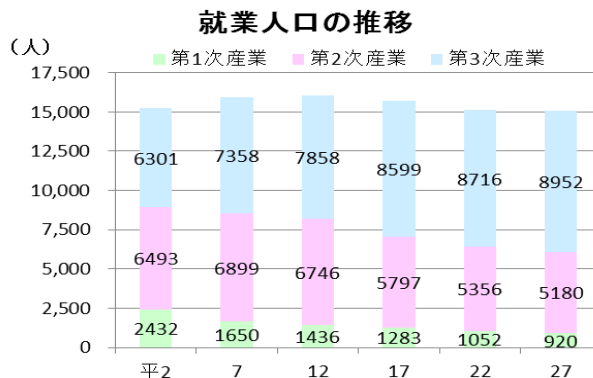
2-4 産業

◆全体の約6割を占める第3次産業

本市の第1次産業の就業者数は、過去20年間で半数以下に減少し、農業後継者の確保や農地の保全が課題となっています。

第2次産業は、平成7年まで増加を続けていましたが、その後は景気低迷等の影響を受け、減少しています。

第3次産業は、右肩上がりです。



【資料：2015 国勢調査】

2-5 土地利用の状況

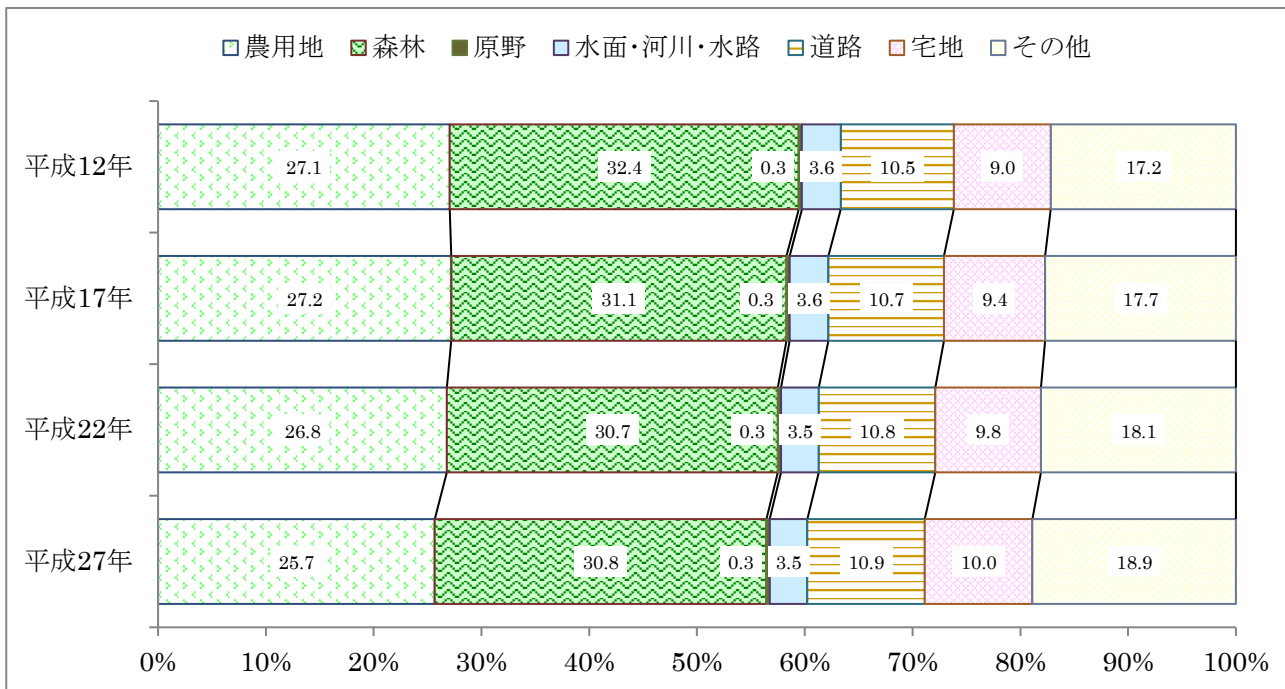
地目別面積の推移

(単位: km²)

年次	農用地	森林	原野	水面河川水路	道路	宅地	その他
平成12年	23.83	28.45	0.25	3.15	9.21	7.95	15.10
平成17年	23.92	27.39	0.25	3.13	9.41	8.28	15.56
平成22年	23.56	27.02	0.25	3.12	9.52	8.59	15.88
平成27年	22.56	27.07	0.25	3.12	9.55	8.78	15.88

【資料：農林業センサス2015、福島県森林・林業統計書(平成27年度)、福島県地域別面積管理表】

構成比



第3節 第1次計画の評価

3-1 第1次計画の実績と評価

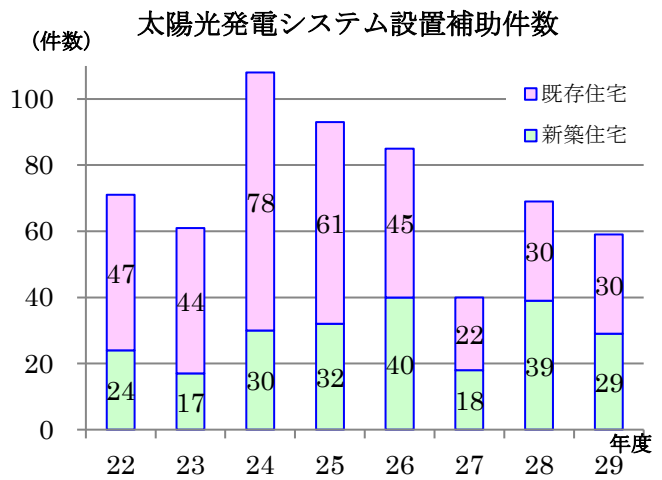
◇地球環境保全対策の推進

地球温暖化対策への取り組み

第1次計画の目標	エネルギーの合理的、効率的利用が図られ省エネルギー型のライフスタイルが実践されている。
-----------------	---

地球温暖化対策への取り組みとして、新エネルギービジョン*に基づき新エネルギー*の普及促進を図るため、住宅に太陽光発電システムを設置した市民へ補助金を交付してきました。

公共施設の取り組みとしては、災害時の防災拠点・避難所となる市役所本庁舎や学校・福祉施設に太陽光発電システムを設置し、通常時は発電した電気を有効活用しました。照明器具や防犯灯の消費電力が少なく長寿命のLED*照明に段階的に更新しました。また二酸化炭素の排出を抑制するため、巡回バスやデマンドタクシーなどの公共交通の利用促進を図りました。



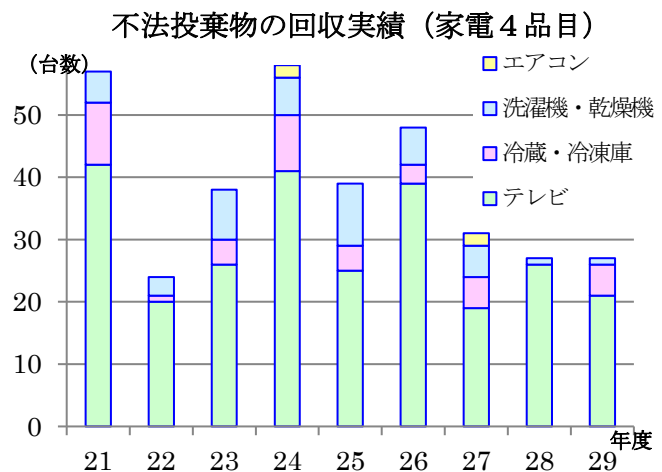
【資料：市民部生活環境課】

オゾン層保護対策への取り組み

第1次計画の目標	フロン類の適正回収、処理が実践されている。
-----------------	-----------------------

特定のフロン*類使用機器を廃棄するときは、法律に従って行う必要があります。家庭で使用しているエアコンや冷蔵・冷凍庫は家電リサイクル法によって規制されており、これらの機器を廃棄するときには専門業者に依頼し、フロン類が大気中に放出されないよう、適切に回収し処理しなくてはなりません。

不法投棄された廃棄物のうち、右のグラフのように家電4品目の不法投棄も後を絶ちませんでした。不法投棄物を市で回収後、家電リサイクル法に基づき適切に処理し、また冷蔵・冷凍庫及びエアコンについては、合せてフロンの回収も行っています。



【資料：市民部生活環境課】

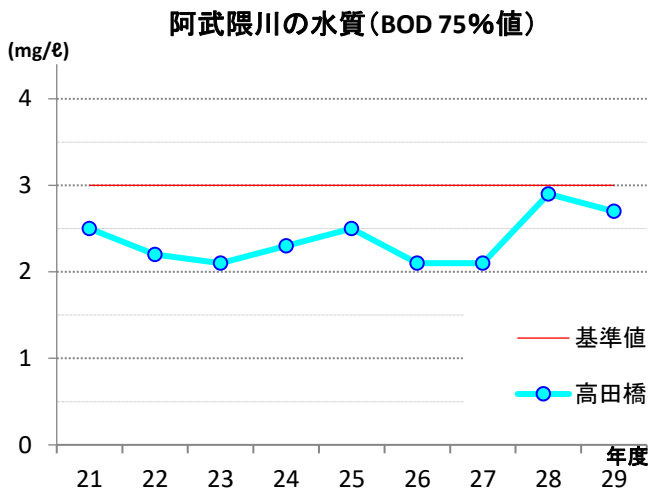
◇生活環境対策の推進

水環境保全への取り組み

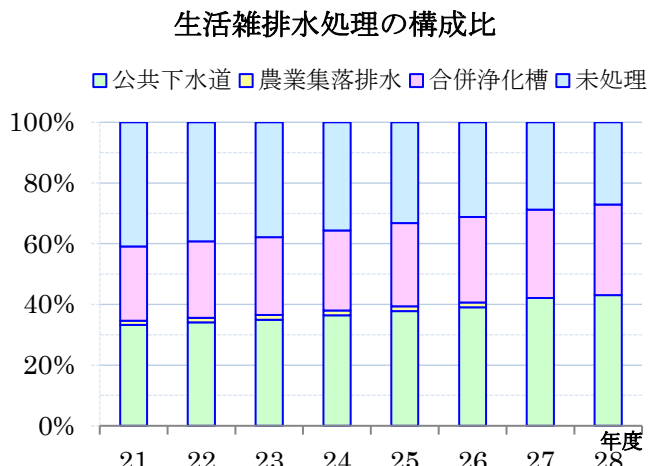
第1次計画の目標 各河川の水質が環境基準以内に保たれている。

市内には阿武隈川を始め阿武隈川水系の支流が流れていますが、川の水を汚す主な原因として、家庭から出る生活排水、工場からの排水、農地からの排水などがあります。家庭から出る生活排水は生活様式の変化により量が増え、また油の多い食生活への変化で汚染が進むため、生活排水を適正に処理し放流することが清らかな川の流れにつながります。

BOD（生物化学的酸素要求量）
 水の汚れ（有機物）が微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量のこと、値が大きいほど、汚れの量が多いことを表します。
75%値
 月1回の水質調査で年12回分のデータがあった場合、データを小さい順から並べ12回×0.75÷9番目のデータ値をいう。



【資料：福島河川国道事務所】



【資料：建設部上下水道課】

騒音、振動、悪臭防止対策への取り組み

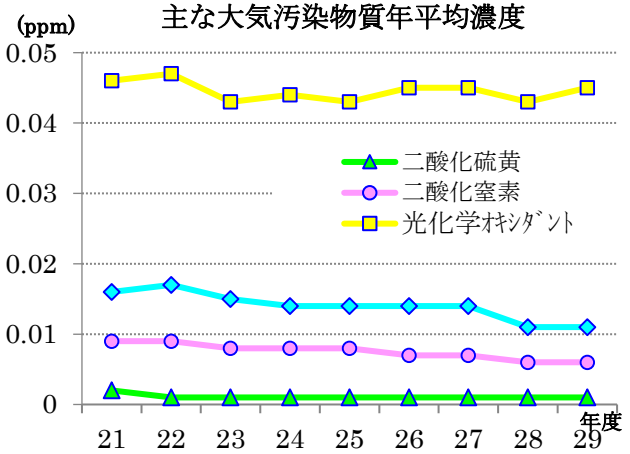
第1次計画の目標 環境基準が保たれ、騒音、振動、悪臭による不快感がなく快適に過ごしている。

工場等に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設は法令に基づき特定施設として設置届出を行い騒音・振動の防止に努めなければなりません。自動車騒音や新幹線騒音の騒音測定を継続して行いました。新幹線騒音の結果に基づき、事業者への要望活動を福島県が中心となり改善に向け取り組んできました。

大気環境保全への取り組み

第1次計画の目標 環境基準が保たれ、清浄な大気の中で、健康、快適に過ごしている。

大気汚染は工場排煙や車の排気ガスなどの有害物質によって大気が汚されるものであって、県内37地点で常時監視しています。また微小粒子状物質（PM2.5）*については、国の注意喚起のための「暫定的な指針（平成25年2月）」に基づき、広く市民に情報を提供し健康の保持に努めるため市としても発令体制を整え、平成26年2月26日に日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過するおそれから注意喚起情報が発令されましたが、その後は情報が発令されるまでには至りませんでした。

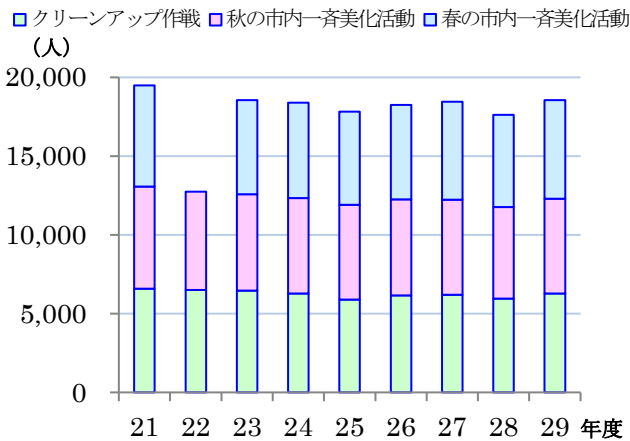


【資料：福島県環境白書】

美化活動・不法投棄対策への取り組み

第1次計画の目標 美化意識が高まり、ポイ捨て、不法投棄等がない快適な空間が確保されている。

市内一斉美化活動の参加状況



【資料：市民部生活環境課】

地域の美しく快適な環境づくりのため毎年3回、市内一斉美化活動を継続して実施してきました。

また環境美化の向上と市民の生活環境の保全のため、各行政区の環境委員が地区環境委員会を組織し、街中清掃、パトロールや不法投棄物の回収を行いました。

【目標達成のための指標】

一斉美化活動等参加率 目標 … 75%

平成29年度実績 … 66.6%

*行政区加入世帯 9,287世帯

*美化活動平均参加者 6,183人

有害化学物質対策への取り組み

第1次計画の目標 有害化学物質による環境汚染が、未然に防止されている。

化学物質は人の生活や経済活動に必要とされる一方で、人の健康や生態系に取り返しのつかない影響を及ぼす可能性もあり、適切に取り扱わなければなりません。

また廃棄物を焼却する場合、800℃以上の高温で焼却しないとダイオキシン*（環境ホルモン*）が発生します。もとみやクリーンセンターでは一般家庭から出された可燃ごみを焼却していますが、焼却温度の管理、設備の点検を行い、排ガス測定では、ダイオキシン類の排出基準を大きく下回っています。

もとみやクリーンセンター ダイオキシン類測定結果

焼却能力	排出基準 (国)	煙突名	平成 29 年度 測定結果	基準との比較
2 t/h未滿	5 [ng-TEQ/m3N]	1号炉煙突	0.00024 [ng-TEQ/m3N]	2万分の1
		2号炉煙突	0.00000084 [ng-TEQ/m3N]	600万分の1

◇人と自然が共生できる環境の創造

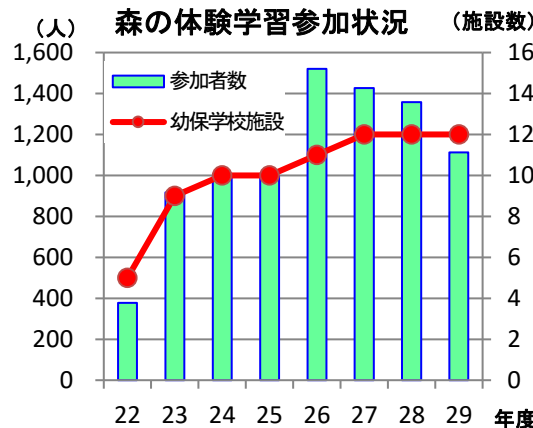
みどりあふれるまちづくり、生物生息空間とうつくしい水辺の保全と創造への取り組み

第1次計画の目標	森林や都市部での緑地等が、適正に管理されている。 緑地や水辺の確保など身近な動植物等とふれあえる環境が確保されている。 魚や様々な生き物が住める河川等の水辺で、散策等が楽しめる。
-----------------	---

みどり豊かなまちづくりを進めるため、生けがきを設置する市民に対して補助をし、また緑化募金を活用し行政区の協力を得ながら「花いっぱい運動」を実施しました。

森林の持つ多面的機能を理解し、森林の役割や自然の大切さを学ぶため、市内小学生と幼稚園児を対象に森林環境学習事業を展開しました。

大震災に伴う原発事故を受け、生活圏である運動公園、都市公園、児童公園の除染作業を実施し、線量低減を図りました。しかし、河川では水の遮蔽効果があるという理由から除染は行わず、河川等の水辺での活動が減りました。



【資料：産業部農政課】

◇循環型社会の形成

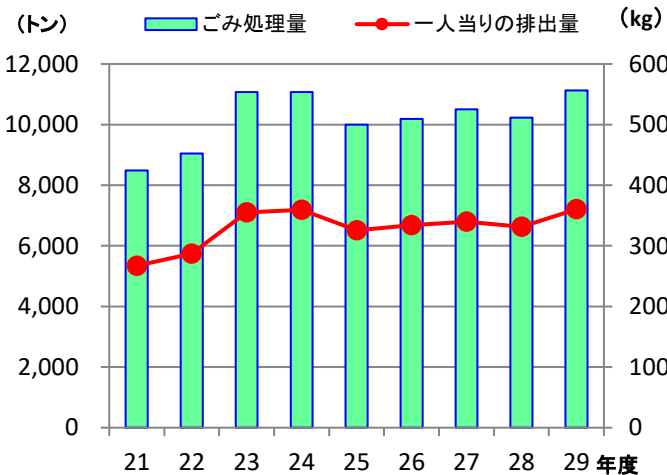
一般廃棄物の減量化・資源化、産業廃棄物の適正処理による環境負荷低減への取り組み

第1次計画の目標	日常生活の中で、ごみの減量化、資源化が実践されている。 適正処理が確保され減量化・資源化の進展により処分量が極力抑制されている。
-----------------	---

資源には限りがあり、地球環境を保全するために私たちにできることを実践していかなければなりません。リサイクル*はとても大事ですが、リサイクルにはエネルギーや新たな資源が必要となります。ごみとして出す前に何回も再使用する、そして最も重要なことは、ごみとなるものを家庭に持ち込まないことです。

「分ければ資源、混ぜればごみ」を提唱し、5種19分類に分別をお願いし、ごみの減量化・資源化を推進してきました。ごみの焼却と埋立処分を極力減らすことによって、循環型社会*の構築を図ってきました。

ごみ処理量(一般廃棄物)の推移(本宮市)



【資料：市民部生活環境課】

【目標達成のための指標】

ごみの減量化率 目標 … 10%減

一人当りの ごみ排出量	平成19年度	287.59kg	25%増	要因として、大震災以降、草木が可燃ごみとして排出されるようになったため
	平成29年度	360.40kg		

市内の家庭から排出された再生利用可能な新聞紙、段ボール、空き缶、生きビンなどの有価物の集団回収活動を展開し、実績を挙げた地域住民等で組織する団体に対し報償金を交付し、ごみの減量及びごみ問題に対する市民の意識の高揚並びに資源の有効利用に寄与しました。

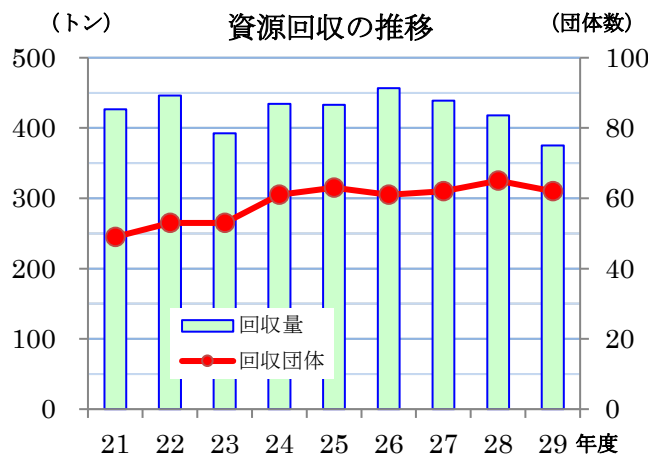
【目標達成のための指標】

ごみの資源化率 目標 … 30%

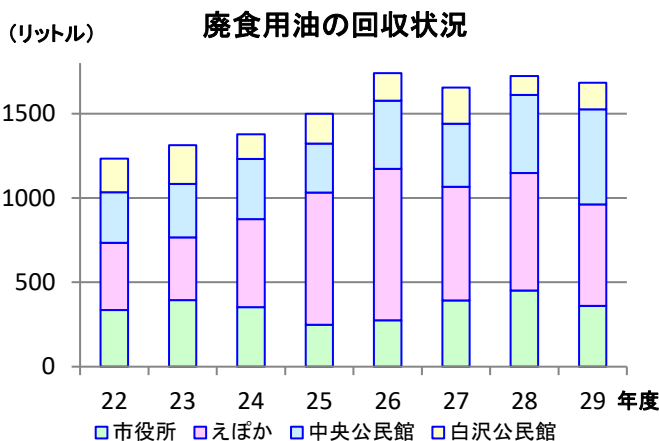
平成29年度の資源化率… 17.7%

可燃ごみが大震災以降増えていることから資源ごみの割合が下がる傾向にあります。

地球温暖化対策と廃棄物の資源化・減量化対策の一環として、家庭で使用済みの食用油を回収し、環境にやさしいバイオディーゼル燃料(BDF) *を精製する取り組みを行いました。



【資料：市民部生活環境課】



【資料：市民部生活環境課】

◇環境保全意識の向上、自主活動の促進

環境教育、環境学習、環境保全活動への取り組み

第1次計画 の目標	環境教育の充実が図られるとともに、環境学習が全市的規模で展開されている。より多くの市民、事業者が環境への関心を持ち、様々な環境保全活動が行われている。
--------------	---

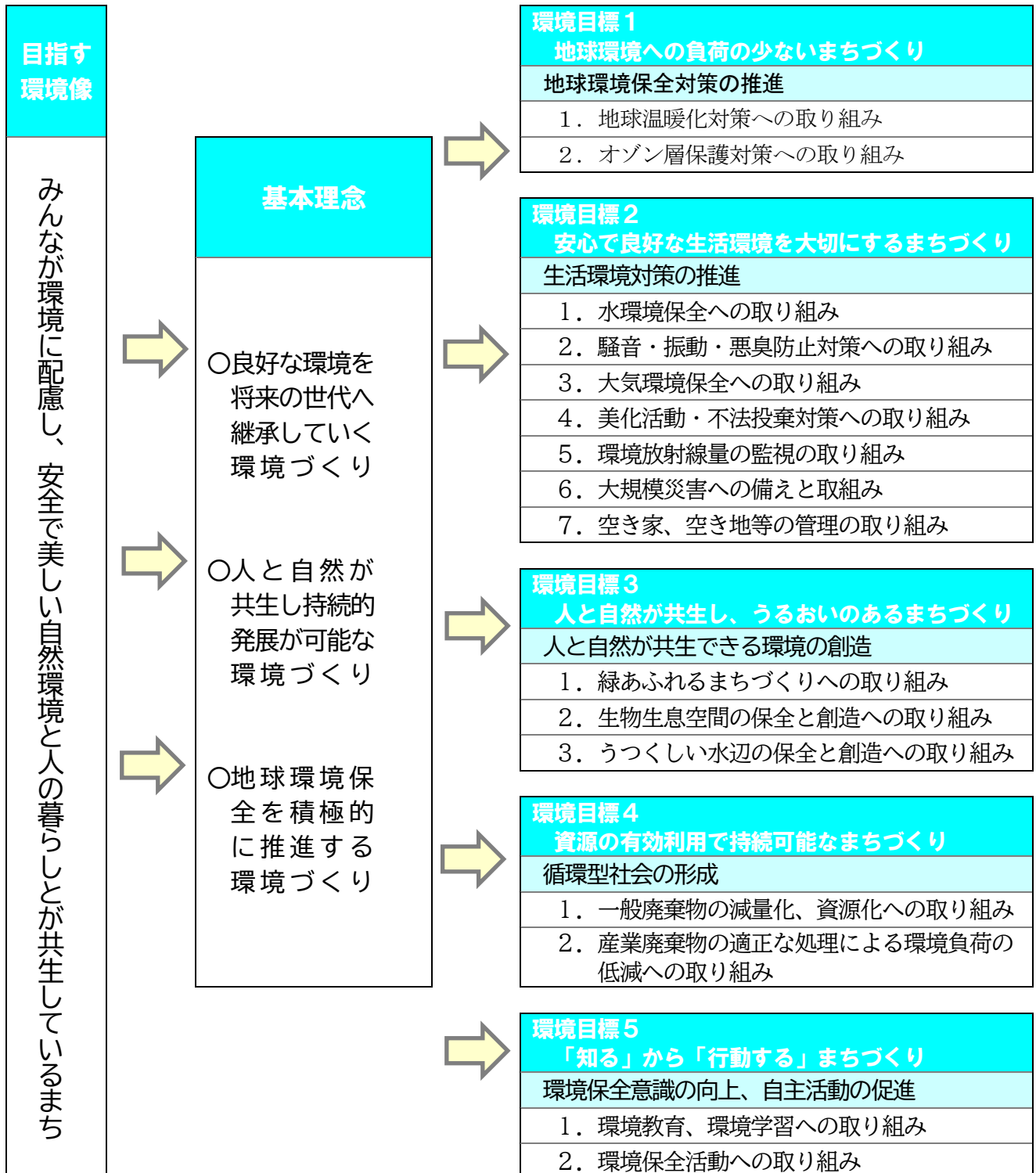
ごみ分別をなお一層推進するために出前講座*「ごみのことを考えよう」を行い、また小学4年生を対象にごみに関する副読本を配付し、もとみやクリーンセンターの施設見学を実施しました。

本宮市の公式ウェブサイトや広報紙「広報もとみや」に環境に関する情報を掲載し、環境保全意識の向上を図りました。

第2章 第2次計画の取り組み体系と環境目標

第1節 取り組みの体系

取り組みの体系は以下のとおりです。



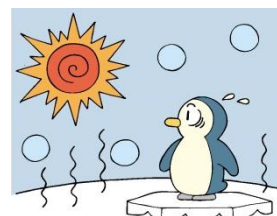
第2節 環境目標

目指す環境像を実現するための柱として、5つの環境目標を定めました。これらの環境目標を実現するためには、各主体の役割の積極的な推進と各主体間による協働による取り組みが必要です。

環境目標1

地球環境への負荷の少ないまちづくり

深刻化する地球温暖化を防ぐため、温室効果ガスの中長期的な削減に向けた再生可能エネルギー*の導入や省エネルギーの推進、緑化など低炭素なまちづくりを推進します。



環境目標2

安心して良好な生活環境を大切にするまちづくり

水質汚濁や大気汚染などの環境汚染（公害*）がない、そして放射能汚染がない安全・安心なまちは、私たちの快適な暮らしの前提となるものです。事業活動を進める上でも環境に充分配慮しなければなりません。またごみの散乱がないきれいなまちを目指します。

環境目標3

人と自然が共生し、うるおいのあるまちづくり

本市の豊かな自然環境を保全し、生物多様性を維持します。また、これらの自然環境と人とのふれあいを促進します。

環境目標4

資源の有効利用で持続可能なまちづくり

廃棄物の発生抑制や資源循環、ごみの適正処理などを推進し、環境負荷の少ない循環型社会をつくれます。3R運動〔リデュース*（発生抑制）・リユース*（再使用）・リサイクル*（再生利用）〕を実践します。



環境目標5

「知る」から「行動する」まちづくり

地球規模から身近な生活環境まで広範多岐の環境問題を解決するため、家庭や学校、職場や社会活動などのあらゆる場面において、市民・事業者・行政（市）が積極的に関わり、持続可能な社会を実現します。



持続可能な開発のための2030アジェンダ/SDGs

持続可能な開発目標（SDGs）^(※1) を中核とする持続可能な開発のための2030アジェンダは、平成27年（2015年）9月に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択されました。

平成28年（2016年）から平成42年（2030年）までの国際社会共通の目標です。序文、政治宣言、持続可能な開発目標（SDGs：17ゴール、169ターゲット）、実施手段、追跡調査で構成されています。先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴です。

採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダ（国際的な取り組みについての行動計画）の実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動の追跡調査が必要です。17のゴールのうち、少なくとも12が環境に関連しています。アジェンダの実施に向け、気候変動、持続可能な消費と生産（循環型社会形成の取組等）等の分野において、国家レベルだけでなく、市民・事業者・行政など社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。

そのため、本市の環境施策の展開においても、SDGsの達成と深い関りがあることを認識し、持続的発展が可能な社会の実現に寄与していくことが求められています。

持続可能な 開発 ゴール
(※1) SDGs 「Sustainable Development Goals」の略

持続可能な開発目標（SDGs）17ゴール

赤文字は少なくとも環境に関連している12のゴール

1 貧困の撲滅	2 飢餓撲滅、 食料安全保障	3 健康・福祉
4 万人への 質の高い教育 、生涯学習	5 ジェンダー ^(※2) 平等	6 水・衛生 の利用可能性
7 エネルギー へのアクセス	8 包摂的 ^(※3) で 持続可能な経済成長 、雇用	9 強靱なインフラ、 工業化・イノベーション
10 国内と国家間の不平等の是正	11 持続可能な 都市	12 持続可能な消費と生産
13 気候変動 への対処	14 海洋と海洋資源 の保全・持続可能な利用	15 陸域生態系 、 森林管理 、 砂漠化への対処 、 生物多様性
16 平和で包摂的な社会の促進	17 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化	

(※2) ジェンダー … 生物学的性差と区別した、社会的、文化的に作られる性差

(※3) 包摂的 … ある概念がより一般的な概念に包み込まれること

第3章 施策の展開と各主体の取り組み

環境目標 1

第1節 地球環境への負荷の少ないまちづくり

【地球環境保全対策】



各主体の共通目標

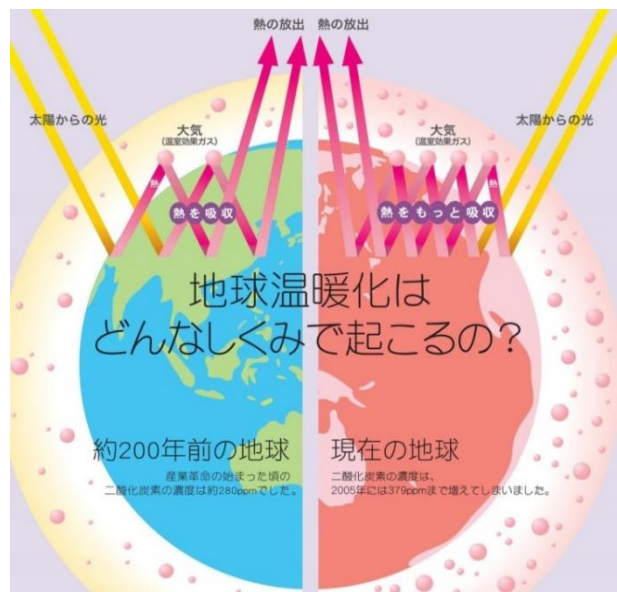
環境指標	現状値 (2017)	中間目標 (2023)	計画目標 (2028)
再生可能エネルギー導入量	17,858 kW (2017. 9. 30 現在)	24,700 kW	31,560 kW
温室効果ガス排出量 (公共施設)	3,677 t-CO ₂	3,411 t-CO ₂	3,308 t-CO ₂
福島議定書事業参加団体数	16 団体	30 団体	60 団体
エコチャレンジ*参加世帯数	147 世帯	220 世帯	250 世帯

1-1 地球温暖化対策への取り組み

地球温暖化*は、二酸化炭素 (CO₂)、メタン等の温室効果ガスの濃度が高まることで温室効果*が強まり地上の気温が上昇する現象です。観測記録によると、地球の平均地上気温は、19世紀半ばから上昇し続け 20世紀中に 0.74℃上昇しました。

近年、世界中で極端な気象現象が観測されています。強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象による災害が各地で発生し、農作物にも甚大な被害をもたらすといたことが毎年のように報告されています。

IPCC*の第5次評価報告書 (AR5) は、今後、世界平均気温が上昇するにつれて、極端な高温が増えることはほぼ確実であり、熱帯や中緯度地域で大雨の頻度が増す可能性が非常に高いと指摘しています。



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター

【気温】

日本の年平均気温は、長期的には100年あたり約1.19℃の割合で上昇しています。日最高気温が35℃以上（猛暑日）の日数は統計期間1931～2015年で増加傾向が明瞭に現れています。また、日最低気温が0℃未満（冬日）の日数は、同期間で減少しており、日最低気温が25℃以上（熱帯夜）の日数は同期間で増加しています。

【降水量】

日本の年降水量については、長期的な変化傾向はみられません。一方で、日降水量100mmの年間日数は、1901～2015年の115年間で0.3日増加しています。また、日降水量1.0mm以上の日数は11.2日減少し、大雨の頻度が増える半面、弱い降水も含めた降水日数は減少する傾向を示しています。

現在のように温室効果ガスを排出し続けた場合は、21世紀末には、年平均気温は地域によって現在よりも3.3～4.9℃高く、また真夏日（日最高気温が30℃以上）の年間日数は、全国平均で現在よりも約49日増加し、滝のように降る雨（1時間降水量50mm以上）の発生回数は、全国平均で2倍以上の回数になると予測されています。

【自然】

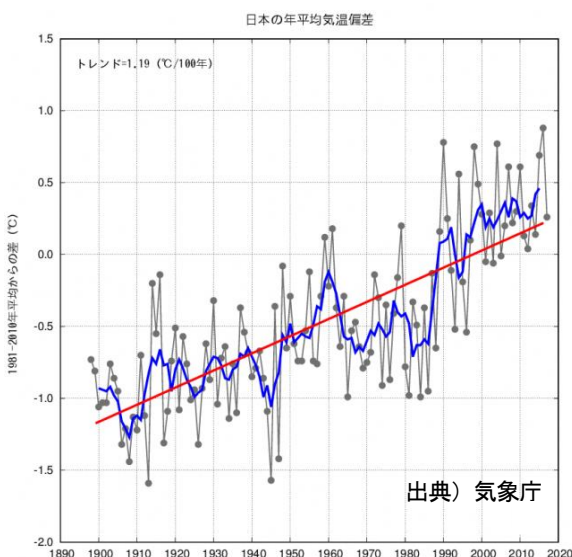
地球温暖化は産業や自然環境にも影響を与えます。20世紀後半より地域の平均気温が2℃以上高くなると、適応策をとらない場合、作物（小麦、米、トウモロコシ）の収量は本来よりも減少し、4℃以上高くなると、食料安全保障にとって大きなリスクになると予測されています。また、果樹の栽培適域の変化、サクラの開花日の早期化、サンゴの白化、ライチョウの個体数の減少、ブナ林の衰退など気温上昇による影響が考えられます。

【健康】

健康面では、熱波が増加し、熱ストレスによる超過死亡者数が全国で、現在のおよそ4～13倍に増加する可能性があります。また、ヒトスジシマカは広く日本で生息が可能になるという予測があり、蚊が媒介する感染症（デング熱、チクングニヤ熱など）にかかるリスクが高まることも考えられます。

【パリ協定】

2015年にパリにて行われたCOP21*では「パリ協定」が合意されました。これは主要排出国、途上国を含むすべての締約国が温室効果ガス*の排出削減目標（貢献）を持つ、初めての法的枠組みとなりました。



パリ協定の特徴および意義は大きく4つあります。それは「すべての国に適用」され、「包括的」で、「長期にわたり永続的」に、「前進・向上する」というものです。これらから、パリ協定は、世界の気候変動対策の転換点・新たな出発点と言えます。パリ協定は、2016年11月4日に発効され、わが国は、2016年11月8日にパリ協定の締結を完了しています。

パリ協定の目的には、平均気温上昇を産業革命前から2℃より十分低く保ち、また、1.5℃以下に抑える努力を追求／適応能力を向上／資金の流れを低排出で気候に強靱な発展に向けた道筋に適合することが掲げられています。

産業革命以降の気候の変化には、人間活動が深く関係しており、温暖化に最も寄与しているのは、大気中の二酸化炭素（CO₂）濃度の増加であることが分かっています。

地球温暖化を止めるには、大気中の温室効果ガスを低い濃度（280ppm以下）で安定させる必要があります。省エネルギー、化石燃料から再生可能エネルギーへ移行、自然環境の保全など、それぞれの社会はもとより地球規模で低炭素社会*の実現に向け取り組まなければなりません。

市が推進する取り組み 温暖化対策を行う【温暖化対策】

【再生可能エネルギー】

- ◇再生可能エネルギーの導入を促進し、電力自給率の向上を図ります。
- ◇住宅に太陽光発電システムを設置される方に補助金を交付し、再生可能エネルギーの普及を図ります。
- ◇地域特性に合った再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ◇再生可能エネルギーの導入に当たっては、無秩序な開発や生活環境に影響を及ぼさぬよう開発時に設置者へ指導・助言を行います。

【省エネルギー】

- ◇家電や照明器具などを買い替える際には、省エネ性能の優れた製品を選ぶように啓発を進めます。
- ◇公共交通の利用を促進します。
- ◇通勤手段として自動車利用から、自転車や徒歩、若しくは相乗り出勤を促進します。
- ◇公共施設の光熱水費の使用状況を常に把握し、全体的な目標を掲げ省エネルギーに取り組めます。
- ◇クールビズ*及びウォームビズ*の一環として、家庭等の消費エネルギーの削減などを目的にクールシェアスポット*及びウォームシェアスポット*として公共施設を開放します。

【その他】

- ◇地球温暖化対策実行計画を策定し推進します。
- ◇福島県が実施する「福島議定書事業*」及び「エコチャレンジ事業*」への参加を促します。
- ◇グリーン購入*を推進します。
- ◇公用車の買い替えの際には、先進環境対応車*を導入するように努めます。
- ◇電気自動車・燃料電池自動車*を普及させるため、充電設備・水素ステーション*導入に向けての検討を行います。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 地球温暖化についての情報収集に努めるとともに、理解を深めます。	●	●
◇ 電気、ガス、灯油、水道などの節約、省エネ機器の購入など、CO2 の排出削減を意識したライフスタイルを心掛けます。	●	
◇ アイドリングストップ*を実践し、急発進、急加速はしません。	●	●
◇ 省エネ、節電に取り組めます。	●	●
◇ 家電や照明器具を購入するときは、省エネ性能*の優れた製品を選びます。	●	●
◇ 自動車を購入する場合は、先進環境対応車の購入を検討します。	●	●
◇ マイカー利用の見直しと併せ、公共交通機関を活用します。	●	●
◇ 社内での啓発活動を実施します。		●
◇ 地球温暖化防止につながる製品、技術の開発・研究に努めます。		●
◇ 環境マネジメントシステム*の導入を進めます。		●
◇ 新エネルギー、省エネルギーを考慮した設備の導入・更新に努めるとともに、製造過程等でも省エネルギーに努めます。		●

1-2 オゾン層保護対策への取り組み

オゾンは、酸素原子3個からなる気体です。高度10~16kmから50kmまでの上空（成層圏）には、大気中のオゾンの90%が集まるオゾン層があり、人間や動植物に悪影響のある太陽光の紫外線（UV-B）を吸収し、地球上の生物を守っています。

オゾン層*では、オゾンは常に分解や生成を繰り返し、一定のバランスが保たれています。しかし、フロン*などの化学物質の影響でこのバランスが崩れます。オゾン層に達したフロンは紫外線によって分解され、塩素原子が発生します。この塩素原子が触媒となって、たくさんのオゾンを分解してしまい、オゾンが減少します。またフロン類は強力な温室効果ガスです。

現在は、塩素原子を含まない代替フロンの利用が進んでいますが、この代替フロンはオゾン層破壊物質ではないものの温室効果ガスです。

フロンの製造や利用を止めたとしても、今までに大気中に放出されたフロンによってオゾン層の破壊は進行するので、元の状態に戻るには50年以上もの年月を要すると考えられています。このような事態を防ぐためには、これ以上のフロン放出を止めること、フロン類の漏えいの防止対策を講じることが大切です。

市が推進する取り組み オゾン層を守る【フロン対策】

◇フロン排出抑制法などに基づくフロンの適正な回収処理の啓発を行います。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ エアコンやカーエアコンなどの効きが悪くなった場合、フロン類が漏れていないか専門業者によく点検、修理をしてもらいます。	●	●
◇ フロンが大気中に放出されないよう、フロン排出抑制法などに基づき適切に回収・処理を依頼します。	●	●

環境目標 2

第2節 安心で良好な生活環境を大切にすまちづくり

【生活環境対策の推進】



各主体の共通目標

環境指標	現状値 (2017)	中間目標 (2023)	計画目標 (2028)
市内一級河川の水質状況	環境基準以内	環境基準以内	環境基準以内
市内一斉美化活動参加率	66.6%	75.0%	75.0%
污水处理人口普及率	76.1%	82.0%	85.0%

2-1 水環境保全への取り組み

市内には阿武隈川、五百川をはじめ、大小多くの河川があります。これまで、生活排水対策や河川の水質を改善するため、公共下水道の計画的整備、農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の普及など、地域ごとに適した整備手法によってハード面の整備を進めてきました。

本市の水洗化率（下水道整備区域内）は、平成29年度末で97.5%となっていますが、今後も地域に応じた処理手法により継続して水洗化率の向上を図っていきます。

本市では毎年、市内7河川14地点の水質調査（pH*、BOD*、SS*、DO*、大腸菌群数*）を行っています。環境基準を上回る結果は出ていないものの、今後も水質の保全に注視していく必要があります。また、上水道は河川と地下水からの取水によりまかなわれています。いずれも自然からの恵みであり、地下水は汚染されると浄化することがたいへん困難なため、安全で安定的な水を確保していくためにも、今後も監視を行っていく必要があります。



市が推進する取り組み 水環境を守る【水質汚濁】

- ◇市内の河川の水質調査を定期的実施します。
- ◇油流出等の水質事故を未然に防止するため、啓発活動を継続します。
- ◇関係機関との連携により、迅速な水質事故への対応を行います。
- ◇公共下水道への接続を促進します。
- ◇公共下水道区域外については、合併処理浄化槽の普及を促進します。

- ◇単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ◇合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進します。
- ◇農薬や化学肥料の適正使用を周知します。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 水環境に関心を持ち、異常を発見した場合は市へ連絡します。	●	●
◇ 単独処理浄化槽から公共下水道又は合併処理浄化槽へ切り替えます。	●	●
◇ 浄化槽の定期的な維持管理を行います。	●	●
◇ 洗剤は環境に負荷の少ない製品を選び、常に適量を使います。	●	●
◇ 川や海の良い水環境を保つため食器や鍋についた油汚れは、洗う前にふきとります。	●	●
◇ 農薬や化学肥料は使用用途を守り、適正に使用します。	●	

2-2 騒音、振動、悪臭防止対策への取り組み

騒音・振動の発生源は、工場・事業所の機械・設備関係や建設作業、自動車、鉄道、航空機、商業活動、家庭生活など様々です。騒音に係る環境基準は、生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、それぞれの地域の類型及び時間の区分ごとに定められています。

また、騒音規制法、振動規制法により、生活環境を保全すべき地域を指定し、指定地域内にある工場や事業所における事業活動や建設作業に伴って発生する騒音・振動を規制しているほか、指定地域外でも福島県生活環境の保全等に関する条例で規制しています。

最近の騒音・振動に関する苦情や相談の多くは、事業活動に伴うものです。近年は、産業活動や生活様態の変化のため、夜間も騒音等が発生する機会が増えました。さらに、隣近所との関係が薄くなったために近隣住民の発する生活音が許容できなくなるなど都市部に多いタイプの騒音の相談も見られるようになりました。

市が推進する取り組み 暮らしを守る【騒音・振動】

- ◇自動車騒音の監視を定期的実施します。
- ◇新幹線騒音を定期的に測定し、環境基準超過の際は、事業者に対し改善を求めます。
- ◇工場・事業場からの騒音や振動を防止するため、工場・事業場からの届出の徹底を図ります。
- ◇生活騒音では許容範囲に個人差があるため、関係者と協議を重ね改善策を探ります。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 近隣に迷惑を及ぼす騒音や振動が発生しないようにします。	●	●
◇ 自動車・バイクの空ぶかしや急発進、急加速はしません。	●	●

2-3 大気環境保全への取り組み

大気汚染の要因は工場・事業所からの排出ガスや自動車からの排気ガスなどです。大気汚染の目安として、呼吸器を通じて人体内に取り込まれた場合に健康への影響が懸念される物質について環境基準が定められています。

福島県内では48箇所の一般環境大気測定局と3箇所の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っています。本宮市に測定局はありませんが、隣接する二本松市並びに郡山市ではこれらにより、常時、大気の状態を測定しています。

市に寄せられる大気汚染に関する苦情や相談の原因の多くが、廃棄物等の焼却の煙によるものです。平成12年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により廃棄物の野焼きが禁止されましたが、依然として一般家庭のごみの焼却や住宅地近隣で行われる田・畑から出る雑草を燃やして発生する煙に対しての苦情が寄せられています。

一方、悪臭の原因としては畜産関係、工場や事業所の排水、家庭からの雑排水、ごみの野外焼却によるものなどが挙げられます。悪臭に関する規制は、都市計画法による用途地域の指定がある地域を規制地域とし、規制を行っています。

市が推進する取り組み 大気を守る【大気汚染・悪臭】

- ◇光化学スモッグ*（光化学オキシダント*）注意報や警報、微小粒子状物質*（PM2.5）の注意喚起情報が発表された場合は、速やかに市民に周知します。
- ◇安達地方広域行政組合のごみ処理施設「もとみやクリーンセンター」の排ガス・ダイオキシン類*測定を始め適正な運営に構成市村とともに携わっていきます。
- ◇廃棄物処理法に基づく指導や現場確認を行い、屋外焼却禁止や野焼き抑制の啓発を行います。
- ◇悪臭に関する情報に対して速やかに原因究明を行い、解決を図ります。
- ◇アスベスト*の適正処理に向け、関係機関とともに啓発を図ります。
- ◇水銀血圧計、水銀体温計の窓口回収を継続して行います。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 大気汚染に係る情報などに注意を払います。	●	●
◇ 屋外焼却はしません。	●	●
◇ 農業に係わる野焼きであっても生活環境に支障を与えないようにします。	●	

2-4 美化活動・不法投棄対策への取り組み

廃棄物を適正に処理しない不法投棄が後を絶ちません。タバコの吸い殻や空き缶など小さなものからテレビ、冷蔵庫、洗濯機などの大型家電、タイヤまで様々なものが、道路などの公共の場所、他人の土地、林道沿いなどに捨てられています。河川敷にはそこで投棄されたものだけではなく、上流から流されてきた漂着ごみも数多くあります。また、犬の散歩中のフンを拾わずに放置するマナーが欠如した飼い主もいます。

地域の方々や、様々な団体がボランティアで地域の道路や公共の場所、河川敷などのごみ拾いや清掃活動などの美化活動を行ったり、不法投棄箇所の原状回復を行ったりしていますが、なかなか完全には、無くならない状況です。

ポイ捨て、不法投棄はしないという一人ひとりのモラル、マナーの向上が求められています。



市が推進する取り組み 生活環境を守る【生活環境】

- ◇環境美化推進員や環境委員会と連携し、ごみのポイ捨て防止や犬のフンの持ち帰りを啓発します。
- ◇美化意識の向上を図るため、市内一斉美化活動を継続して行います。
- ◇関係機関と連携し、廃棄物の不法投棄をパトロールします。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ いくら小さいごみであってもポイ捨てしません。	●	●
◇ 美化活動に積極的に参加し、常に自宅周り地域を清潔に保ちます。	●	
◇ 美化活動を行い、事業所の周りを清潔に保ちます。		●
◇ 犬の散歩時には、袋などを携行し、フンを持ち帰ります。	●	
◇ ペットを飼うときは、飼い主としての責任を持ち適正に飼養します。	●	

2-5 大規模災害への備えと取り組み

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、もとみやクリーンセンターの被害が致命的でなかったことからごみ処理に大きな混乱は生じませんでした。大規模の災害が発生するとごみの収集・運搬、そして処理に多くの時間を要することとなります。

大量の災害廃棄物*の処理が進まなければ、復旧・復興の速度にも影響を与えてしまいます。災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止に非常に重要であり、平時から大規模災害への備えが必要です。

市が推進する取り組み 災害から守る【災害復旧】

- ◇災害廃棄物処理計画を策定し、災害時の廃棄物処理に備えます。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 災害によって発生したごみは、極力分別を行い早期処理に協力します。	●	●
◇ 地域コミュニティを活性化し、地域防災力を強化します。	●	

- ◇自家消費用農林畜産物の放射能モニタリングを引き続き行い、情報を定期的にお知らせします。
- ◇市内外の消費者に対し安全・安心イメージの醸成など風評払拭に取り組みます。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇放射線の正しい知識を取得していきます。	●	●

2-7 空き家、空き地等の管理の取り組み

少子高齢化が進む中、空き家*が近年増えてきています。空き家の中には保安上危険となる恐れのあるものもあります。また、空き地や休耕地の管理者が高齢であったり、遠隔地に住んでいることから管理が行き届かない事案も見受けられます。

空き家の有効活用に向けた取り組みや土地の適正管理を進め、生活環境の保全を図ることが必要です。

市が推進する取り組み 空き家を増やさない【空き家等対策】

- ◇空家等対策計画に基づき、空き家・空き地の利活用を推進します。
- ◇保安上危険な空き家や管理が行き届いていない土地については、所有者に適正管理を促します。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇空き家になってしまった場合、利活用を含め適正に管理します。	●	●
◇空き地や休耕地は除草や不法投棄防止対策を行うなど、適正に管理します。	●	●

環境目標3

第3節 人と自然が共生し、うるおいのあるまちづくり

【人と自然が共生できる環境の創造】



各主体の共通目標

環境指標	現状値 (2017)	中間目標 (2023)	計画目標 (2028)
花いっぱい運動 (行政区)	66 地区	70 地区	73 地区
グリーン・ツーリズム参加者数	738 人/年	750 人/年	750 人/年
クリーンアップ作戦参加者数	6,285 人	6,500 人	6,500 人

3-1 緑あふれるまちづくりへの取り組み

本市は、阿武隈山系からなる山並みや丘陵地、安達太良山から連なる山並みを有し、更には、県の自然環境保全地域として高松山のアカマツ等の人工林や岩角山のケヤキ等の人工林・岩石の露頭が昭和 49 年 3 月に指定されており、豊かな自然資源が確保されています。これら豊かな自然を保全していくためには、植林や間伐など森林の適正な維持管理、自然破壊の未然防止などの対策が必要となります。

みどりは、住民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、生物多様性*の確保に資する野生生物の生息・生育環境を形成するとともに、大震災・火災等の災害発生時には避難地や避難路、防災拠点となるなど、都市や地域の防災性の向上に大きな役割を果たしています。また、温室効果ガスである二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止やヒートアイランド*現象の緩和など都市環境改善にも大きく寄与しています。

市が推進する取り組み 森林とみどりを守る【みどり】

- ◇県指定の自然環境保全地域（岩角山・高松山）の保全に努めます。
- ◇緑化募金を活用した「花いっぱい運動」を実施します。
- ◇緑豊かな市街地を形成するため、生けがき設置を支援します。
- ◇松くい虫及びアメリカシロヒトリの病虫害被害に対する防除の実施及び支援をします。
- ◇市内の幼児・児童を対象に森林環境学習を実施します。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 木材や間伐材を積極的に利用します。	●	●
◇ 生け垣や花を植え、みどり豊かにします。	●	●

3-2 生物生息空間の保全と創造への取り組み

本市の恵まれた自然の中には、多様な生物が生息しています。地球上の生き物は40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3000万種ともいわれる多様な生き物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的に、間接的に支え合って生きています。生物多様性条約では、〔生態系の多様性〕・〔種の多様性〕・〔遺伝子の多様性〕という3つのレベルで多様性があるとされています。

地球上の様々な生物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり、食料、衣料、医薬品等の資源として利用されるほか、学術研究、芸術、文化の対象として、さらに生活にうるおいや安らぎをもたらす存在として、人類の豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしています。

生物多様性基本法では、生物多様性*の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としています。

一方、人間活動によって他地域から導入された生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものを特定外来生物に指定し、飼育・栽培、輸入・譲渡、野外に放つことなどが原則として禁止されています。一度崩れた生態系は回復が困難となるため、未然の対策等が重要です。

また、近年、イノシシによる農作物などへの被害が深刻化しています。このため、農作物等への被害防止と野生鳥獣の個体数の管理を一体とした総合的な対策を実施するとともに、合わせて、里山整備や耕作放棄地の解消を図り、野生鳥獣の生息地と農地や集落との間に緩衝地帯を設けることによって、野生鳥獣の農地等への出没を減少させるなど人と野生鳥獣との棲み分けを進める必要があります。

種の多様性…哺乳類、鳥、魚、虫、菌、植物などいろいろな種類の生き物がいること。

遺伝子の多様性…同じ種でも形や模様、生態等に多様な個性があること。例えば、テントウムシやアサリの模様は様々で、これらはすべて遺伝子の違いによるもの。

生態系の多様性…各地に森林、草地、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があり、それぞれに特有の生物相が形成されていること。

生態系のつながり…それぞれの生態系もつながっています。例えば、山に降った雨は、森林に栄養分とともに蓄えられた後、地下水や川となって海へと流れ込みます。一方で陸上や海洋から発生した水蒸気が雲となり、雨となって、循環してそれぞれの生態系をつないでいます。

市が推進する取り組み 生態系を守る【生物多様性】

- ◇乱開発を防止するため、開発事業指導要綱に基づき開発事業者に対し協力と負担を求め、良好な自然環境の保全を図ります。
- ◇特定外来生物などの侵入防止の啓発を行います。
- ◇イノシシ等による農産物等の被害を抑制するため、福島県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、個体数調整のための管理捕獲を実施します。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 貴重な生きものの保全に協力します。	●	●
◇ 特定外来生物を持ち込んだり、飼育したり、野外へ放ちません。	●	●
◇ 里山を管理し、野生鳥獣と人との棲み分けを進めます。	●	●

特定外来生物 (平成30年4月1日更新 画像：環境省提供)

指定状況

- ・哺乳類 (25 種類)
- ・鳥類 (7 種類)
- ・は虫類 (21 種類)
- ・両生類 (15 種類)
- ・魚類 (26 種類)
- ・昆虫類 (21 種類)
- ・甲殻類 (5 種類)
- ・クモ・サソリ (7 種類)
- ・軟体動物等 (5 種類)
- ・植物 (16 種類)



アライグマ



アメリカミンク



ソウシチョウ



カミツキガメ



ウシガエル



ブルーギル



オオクチバス



セアカコケグモ



ヒアリ



オオキンケイギク

3-3 うつくしい水辺の保全と創造への取り組み

本市には、市内中心部を流れる阿武隈川を始め、大小様々な河川、そして、ため池、湧水地などが存在しています。これらの河川やため池などの水辺は、市民の憩いの場ともなっており、良好な保全活動が必要です。しかし、場所によっては、ごみの投棄や周辺環境の悪化がみられるなど水質が懸念されています。良好な水資源の確保も含め、うつくしい水辺を保全しながら、後世へ引き継いでいくための活動が重要です。

市が推進する取り組み 水を守る (河川・ため池・湧水)

- ◇夏の河川クリーンアップ作戦や河川維持事業を通じて、河川環境保全を推進します。
- ◇阿武隈川サミット*事業に協賛し、川を知る・見る・触れることを推進します。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 河川や道路などに物を投げ捨てません。	●	
◇ 河川の一斉清掃に参加します。	●	

環境目標 4

第4節 資源の有効利用で持続可能なまちづくり

【循環型社会の形成】



各主体の共通目標

環境指標	現状値 (2016)	中間目標 (2023)	計画目標 (2028)
市民1人1日当りのごみ排出量	911g/人・日	760g/人・日	706g/人・日
資源化率	17.3%	24.0%	25.0%

4-1 一般廃棄物の減量化、資源化への取り組み

経済の急速な成長とそれに伴う都市化の進展や生活様式の変化は、ごみの排出量の急激な増加と質の多様化をもたらしました。これら「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」を根本的に見直し「循環型社会*」に変えていかなければなりません。「循環型社会」とは、生活や事業活動から発生、消費されるあらゆるものを資源として循環させていくことです。

本市においても、「循環型社会」の実現のため、各家庭におけるごみの減量化、さらに資源物（缶、びん、ペットボトル、紙類など）の分別収集の徹底など、個々の取り組みを積み重ねてきました。

また、平成19年10月からプラスチック製容器包装の分別収集を、平成29年4月からは小型家電のピックアップを開始し、資源化が進んでいますが、今後も環境への負荷を低減するため、各主体の連携のもと、より一層の減量化、資源化が求められています。



市が推進する取り組み 3R運動を推進する【ごみ】

- ◇ごみの減量化を推進します。
- ◇ごみの分別収集と併せ、3R運動〔リデュース*（発生抑制）・リユース*（再使用）・リサイクル*（再生利用）〕を推進します。

- ◇ごみの分け方・出し方について、冊子を配付し、市の公式ウェブサイトにも掲載します。
- ◇資源回収推進報償金を交付します。
- ◇破碎ごみで収集した小型家電をピックアップし、有用金属の更なる有効活用を図ります。
- ◇廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料*に精製する活動を支援します。
- ◇ごみの減量化・資源化を目的とした出前講座に積極的に出向きます。
- ◇ごみステーションでの金属類や古紙等の抜き取り防止を徹底します。
- ◇食品ロス*を減らすための啓発を進めます。
- ◇海洋プラスチック汚染*の問題を解決するための取り組みを啓発・推進します。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 生ごみは水切りを徹底します。	●	●
◇ ごみの分別を徹底します。	●	●
◇ 買い物に行く時はマイバック*を持参し、ごみを減量します。	●	
◇ 地域の資源回収に協力します。	●	
◇ 食品ロスを減らすため適量を調理し、またエコクッキング*に心掛けます。	●	
◇ グリーン購入を行います。	●	●

4-2 産業廃棄物の適正な処理による環境負荷低減への取り組み

事業活動に伴い発生する産業廃棄物は、一般家庭と比べ環境に与える負荷が大きいと考えられており、適正に処理する必要があります。産業廃棄物は、有害物質や感染性などの特性を有し、特別な管理を要する廃棄物もみられるなど質の多様化も進んでいます。

事業活動にともなって排出される産業廃棄物については、排出事業者が自らの責任により適正に処理することが原則となっていますが、全国的に産業廃棄物の最終処分場の残存容量が年々減少する中で、一層の減量化・資源化が求められています。

国でも、産業廃棄物の発生抑制、再資源化を推進するための法整備も進めており、一般廃棄物と併せ、循環型社会システムの形成に向けた取り組みが進められています。

市が推進する取り組み 事業系廃棄物を適正に処理する【事業系廃棄物】

- ◇事業者へのごみ分別と有害物質や感染性廃棄物の適正処理の指導を行います。
- ◇グリーン購入法に基づき、環境に配慮した商品やサービスを選択するように働き掛けます。
- ◇不法投棄パトロールを強化します。
- ◇警察、提携団体、環境美化推進員、環境委員会、各行政区と連携を図り、不法投棄の未然防止や早期発見、早期対応に努めます。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 事業活動に伴い発生する廃棄物の発生抑制に取り組みます。		●
◇ 産業廃棄物・事業系一般廃棄物を適正に処理します。		●
◇ 不法投棄パトロールなど、不法投棄の監視に協力します。	●	●

環境目標5

第5節 「知る」から「行動する」まちづくり

【環境保全意識の向上、自主活動の促進策】



各主体の共通目標

環境指標	現状値 (2017)	中間目標 (2023)	計画目標 (2028)
出前講座の開催	2回/年	6回/年	6回/年
資源回収団体 資源回収量	375,276kg/年	400,000kg/年	450,000kg/年

5-1 環境教育、環境学習への取り組み

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（通称「環境教育等促進法」）において、環境教育は持続可能な社会*の構築を目指すものとされています。

このため、その実践にあっては、身近な自然や地域を通じて環境と社会、経済及び文化とのつながりの理解を促していくとともに、知識や思考力といった認知的な側面のみならず、心情、態度、意欲及び感性など社会・情動的な側面についても、発達段階に応じてバランス良く育成していくことが求められます。持続可能な社会を形成するためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、理解を深め、環境に配慮し、地球にやさしい行動をとることが重要です。

環境教育、学習にあたっては、家庭、学校、地域、職場で、それぞれの主体ごとの取り組みや、環境保全活動に実践的に取り組むリーダーの養成も不可欠ですが、各主体が、お互いに連携しながら、最新の情報を適切に収集、共有し様々なライフステージに応じ、日常生活に密着した場での環境学習の充実を図ることが必要となっています。



市が推進する取り組み 環境について学ぶ【環境教育】

- ◇広報紙、公式ウェブサイト、チラシ、出前講座*など各種手法による意識啓発を行います。
- ◇小学4年生を対象にごみ処理に関する副読本を配付し、「ごみについて考える授業」を支援します。
- ◇阿武隈川サミット*などの行事への参加を促します。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 環境に関する情報に関心を持ちます。	●	●
◇ 環境教育・環境学習イベントに積極的に参加します。	●	●

5-2 環境保全活動への取り組み

本市が目指す環境像「みんなが環境に配慮し、安全で美しい自然環境と人の暮らしとが共生しているまち」を実現するためには、行政（市）のみならず、市民、事業者が環境保全への理解を深めるとともに、それぞれの立場で実践できる環境配慮や環境保全活動を自主的、積極的に行う必要があります。

今後は、環境に関する情報や環境保全活動に関する情報の提供、環境保全活動に取り組む団体などの相互交流、指導者の育成などのもとより、市民、事業者、行政（市）が協働して環境保全活動を推進するための方策を一層充実していく必要があります。

市が推進する取り組み 環境活動を支援する【環境活動】

- ◇地区の環境委員会活動を支援します。
- ◇団体で行う資源回収に報償金を交付します。（再掲）
- ◇地域や事業者による環境美化活動を促進します。
- ◇歴史的遺産を保存する活動を支援します。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
◇ 地区や団体の環境活動に積極的に参加します。	●	
◇ 事業所の製品や業務に関して環境に配慮することを組織的に管理します。		●

第4章 地球温暖化対策地方公共団体 実行計画（区域施策編）

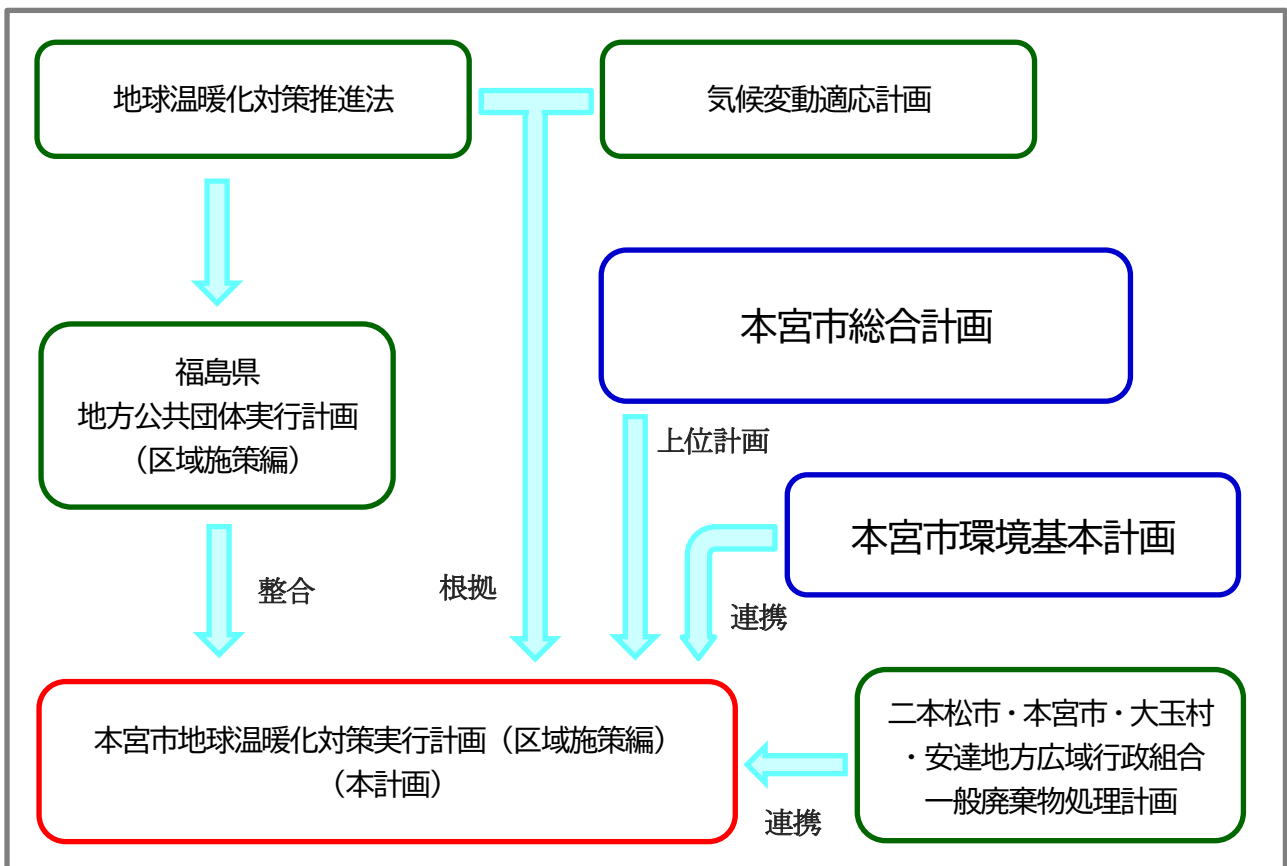
第1節 実行計画の基本的事項

1-1 計画の目的

本計画は、本宮市の行政、事業者、住民などの各主体が地域の自然的・社会的条件に応じ、国や福島県の取り組みも踏まえつつ、互いに連携しながら対策を実施し、地域の温室効果ガス排出量を削減することを目的としています。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく計画です。また、他の関連計画とは、次のような関係にあります。



本計画の位置づけ

1-3 計画期間

本計画は、国の目標に合わせて平成25年度（2013年度）を基準年とし平成42年度（2030年度）を目標年とします。計画期間は、平成31～42年度（2019～2030年度）とし、毎年対策の進捗を把握し、5年毎に計画を見直すこととします。

※ 2019年5月1日以降は、「平成」を新元号年度に読み替えるものとします。

1-4 対象とする温室効果ガスと部門等

本市では、温室効果ガスのうち、エネルギー起源CO₂*と廃棄物分野（特に一般廃棄物）由来の非エネルギー起源CO₂を計画の対象とします。対象とする部門等は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）とします。



第2節 温室効果ガス排出量の現状と将来推計

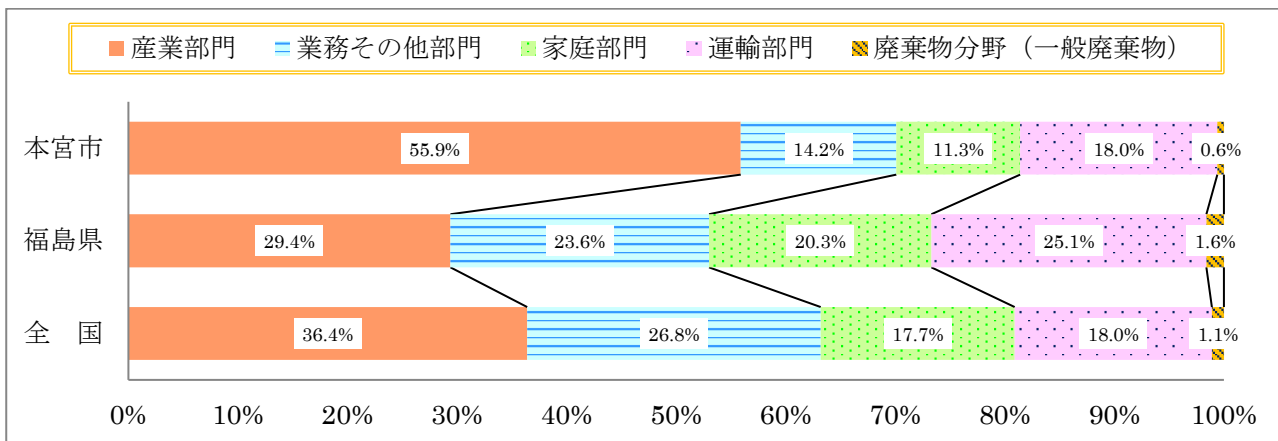
2-1 温室効果ガス排出量の現状

本市の温室効果ガス排出量は、基準年である平成25年度（2013年度）で約398千t-CO₂です。部門等別排出量は、環境省が「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版」（平成22年8月環境省）に基づき、市町村別に推計した値を使用しています。

基準年の本宮市温室効果ガス排出量

部門等	平成25(2013)年度 排出量 (t-CO ₂)	構成比	福島県の 構成比	全国の 構成比
合計	398,182	100.0%	100.0%	100.0%
産業部門	222,450	55.9%	29.4%	36.4%
製造業	214,357	53.9%		
建設業・鉱業	4,842	1.2%		
農林水産業	3,251	0.8%		
業務その他部門	56,522	14.2%	23.6%	26.8%
家庭部門	45,101	11.3%	20.3%	17.7%
運輸部門	71,862	18.0%	25.1%	18.0%
自動車	69,528	17.5%		
旅客	37,812	9.5%		
貨物	31,716	8.0%		
鉄道	2,334	0.5%		
廃棄物分野（一般廃棄物）	2,247	0.6%	1.6%	1.1%

平成25年度（2013年度）における温室効果ガス排出量を部門別等に見ると、産業部門の排出量が222千t-CO₂（55.9%）と最も多く、また、全国と比較しても多い傾向にあります。一方で、業務その他部門と家庭部門は全国の構成比と比較すると低い傾向にあります。効果的な地域の温室効果ガス削減を実現するためには、産業部門に限らず一定の対策が必要です。



全国及び都道府県との部門等別構成比の比較（平成25年度）

2-2 温室効果ガス排出量の将来推計

温室効果ガス排出量は、削減対策をしなくとも様々な自然的・社会的・経済的要因により増減する可能性があるため、追加的な施策を施さないと仮定した場合の目標年の現状趨勢（Business As Usual、以下「BAU」という。）ケースの温室効果ガス排出量を推計する必要があります。

本宮市では、簡易な推計方法として、温室効果ガス排出量が人口に比例すると仮定し、目標年の平成42年度（2030年度）におけるBAUケースによる温室効果ガス排出量を推計しました。なお、平成42年度（2030年度）の人口の推計値は、本宮市人口ビジョン（平成27年10月策定）の将来展望の最も高位であるパターン1（社会動態（高）＋自然動態（高））の値をもとに排出量を推計しました。

温室効果ガス排出量の将来推計

	基準年	目標年
	平成25年度（2013年度）	平成42年度（2030年度）
人口	30,978人	29,615人
（人口1人当たり排出量）	12.9 t-CO ₂ /人	12.9 t-CO ₂ /人
温室効果ガス排出量	398,182 t-CO ₂	380,662 t-CO ₂
産業部門	222,450 t-CO ₂	212,662 t-CO ₂
業務その他部門	56,522 t-CO ₂	54,035 t-CO ₂
家庭部門	45,101 t-CO ₂	43,117 t-CO ₂
運輸部門	71,862 t-CO ₂	68,700 t-CO ₂
廃棄物分野（一般廃棄物）	2,247 t-CO ₂	2,148 t-CO ₂

第3節 温室効果ガス排出量の削減目標と対策・施策

3-1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画の目標は、本市の区域の温室効果ガス排出量を平成42年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比45%削減することとします。

平成28年5月に策定された国の地球温暖化対策計画において、国は温室効果ガスについて国内の排出削減・吸収量確保により、2030年度において2013年度比26%減の水準にすると削減目標を掲げましたが、福島県ではさらなる削減を目指し、県民総ぐるみの省エネルギー努力や再生可能エネルギーの導入等を行い2030年度に2013年度比45%の削減を目指すこととしたことから、この県の目標に合わせた目標としました。

平成42年度（2030年度）以降については、引き続き徹底的な省エネルギー対策を推進していくことに加え、長期的な温室効果ガスの大幅削減に向け、革新的技術の研究開発はもとより、技術の社会実装、社会構造やライフスタイルの変革など長期的、戦略的な取り組みについて検討が進められ、また福島県においても再生可能エネルギーの飛躍的推進や水素社会への対応等、他県に先駆けた地球温暖化対策を進められることから、その検討状況等を踏まえ、平成42年度（2030年度）以降の数値目標を検討していくこととします。

温室効果ガス排出量の将来推計

（単位：t-CO₂）

	基準年 平成25年度 (2013年度) 排出量	目標年 平成42年度(2030年度)				目標排出量 (基準年比 削減率)
		BAU ケース 排出量	BAU ケース排出量からの削減量			
			国の削減割合による	市の追加的削減量	再生可能エネルギー	
温室効果ガス排出量	398,182	380,662	74,532 (18.7%)	14,720 (3.7%)	89,930 (22.6%)	219,000 (45%)
産業部門	222,450	212,662	14,518 (6.5%)	14,024 (6.3%)	(県)洋上風力発電 53,790	137,176 (38%)
業務その他部門	56,522	54,035	22,487 (39.8%)	—		24,077 (57%)
家庭部門	45,101	43,117	17,726 (39.3%)	—	(市)太陽光発電	19,366 (57%)
運輸部門	71,862	68,700	19,801 (27.6%)	—	36,140	36,830 (49%)
廃棄物分野 (一般廃棄物)	2,247	2,148	0 (-)	696 (31.0%)	0 (-)	1,551 (31%)

3-2 地球温暖化に関する対策・施策

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するための対策・施策は以下のとおりです。本計画では、主に初期投資がかからず取り組みやすい運用対策を主な施策として推進します。

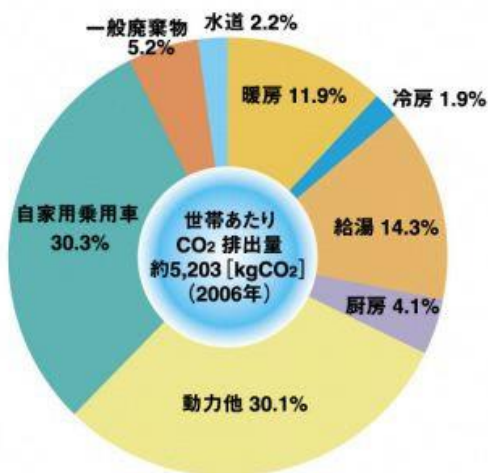
分類	部門	主な削減対策と政策
事業者	産業	<ul style="list-style-type: none"> *ボイラー等の燃焼設備の空気比を適正にする *空調設備は適切な温度や湿度に設定する *エネルギー消費効率の高い機器を導入する *電動力応用設備に制御装置を導入し動力を必要最小限にする *省エネ・再資源化に寄与する製品・商品を開発・提供していく
	業務	<ul style="list-style-type: none"> *事業所内の照明を高効率照明やLED照明に切り替える *エネルギー消費量の少ない家電製品等に切り替える *環境ISO*などの環境マネジメント*に取り組み、エコオフィスを実践する *再生可能エネルギーを導入する
	運輸	<ul style="list-style-type: none"> *クリーンエネルギー自動車*・低公害車*を導入する *エコドライブを実践する
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> *廃棄物の減量化・再資源化に積極的に取り組む
家庭	家庭	<ul style="list-style-type: none"> *家電製品は温度・湿度・照度・時間・量など適正に保ち、省エネに取り組む *家電製品は定期的に清掃・点検を行い、エネルギー効率をよくする *新規購入及び買換えの時は省エネ機器・器具を選ぶ *太陽光発電、太陽熱利用など再生可能エネルギーの導入を進める *暖かさ、涼しさを家族でシェア（共有）する
	運輸	<ul style="list-style-type: none"> *低燃費自動車やハイブリッド車*、電気自動車を選ぶ *エコドライブを実践し、通勤・通学や休日は移動を家族でシェアする
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> *くらしに3R運動 <ul style="list-style-type: none"> ①リデュース（すぐに不要となるものは、家庭内に持ち込まない） ②リユース（使い終わったものでも繰り返し利用する） ③リサイクル（もう一度資源として再利用）
行政	業務	<ul style="list-style-type: none"> *地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づき、温室効果ガスを削減する *公共施設に太陽光発電システムを導入する *住宅用太陽光発電システムの設置を支援する *クールシェア、ウォームシェアの場を提供する
	産業	<ul style="list-style-type: none"> *地球温暖化防止対策に係る情報を啓発する *再生可能エネルギーを導入する事業者に対し、導入に係る法制度等の助言を行う
	運輸	<ul style="list-style-type: none"> *公共交通の利用促進を図る *渋滞緩和に向けた道路整備等を推進する
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> *一般廃棄物処理基本計画に基づき、減量化・再資源化に取り組む

私たちができること

—うちエコ！アクション①—

現在、国民1人あたりが家庭から排出する二酸化炭素は1日平均で約6 kg。
 自分にできることからひとつひとつ、取組を積み重ねて二酸化炭素の排出量を減らしましょう。

家庭からの二酸化炭素排出量



出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス
 「日本の温室効果ガス排出量データ(1990～2006年度)」
 (2008.7.9発表)

お風呂／トイレで



- シャワーの利用時間を1日1分短くする **74g**
- 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす **7g**
- 入浴は間隔をあげずに行う **86g**
- 使わないときは温水洗浄便座のフタを閉める **15g**

キッチンで

- 炊飯器の保温をやめる **37g**
- ガスコンロの炎をなべ底からはみ出さないように調節する **5g**
- 冷蔵庫にものを詰め込み過ぎない **18g**
- 冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する **19g**



リビングで

- テレビを見ないときは消す **13g**
- 1日1時間パソコンの利用を減らす(デスクトップ型パソコン) **13g**
- 主電源をこまめに切って待機電力を節約 **65g**
- 夏の冷房時の設定温度を26℃から28℃に2℃高くする。 **83g**
- 冬の暖房時の設定温度を22℃から20℃に2℃低くする。 **96g**



※数字は1人1日あたりのCO₂削減量
 出典：チーム・マイナス6%（環境省）HP
 めざせ！1人1日1kgCO₂削減「私のチャレンジ宣言」より

全国地球温暖化防止活動推進センター

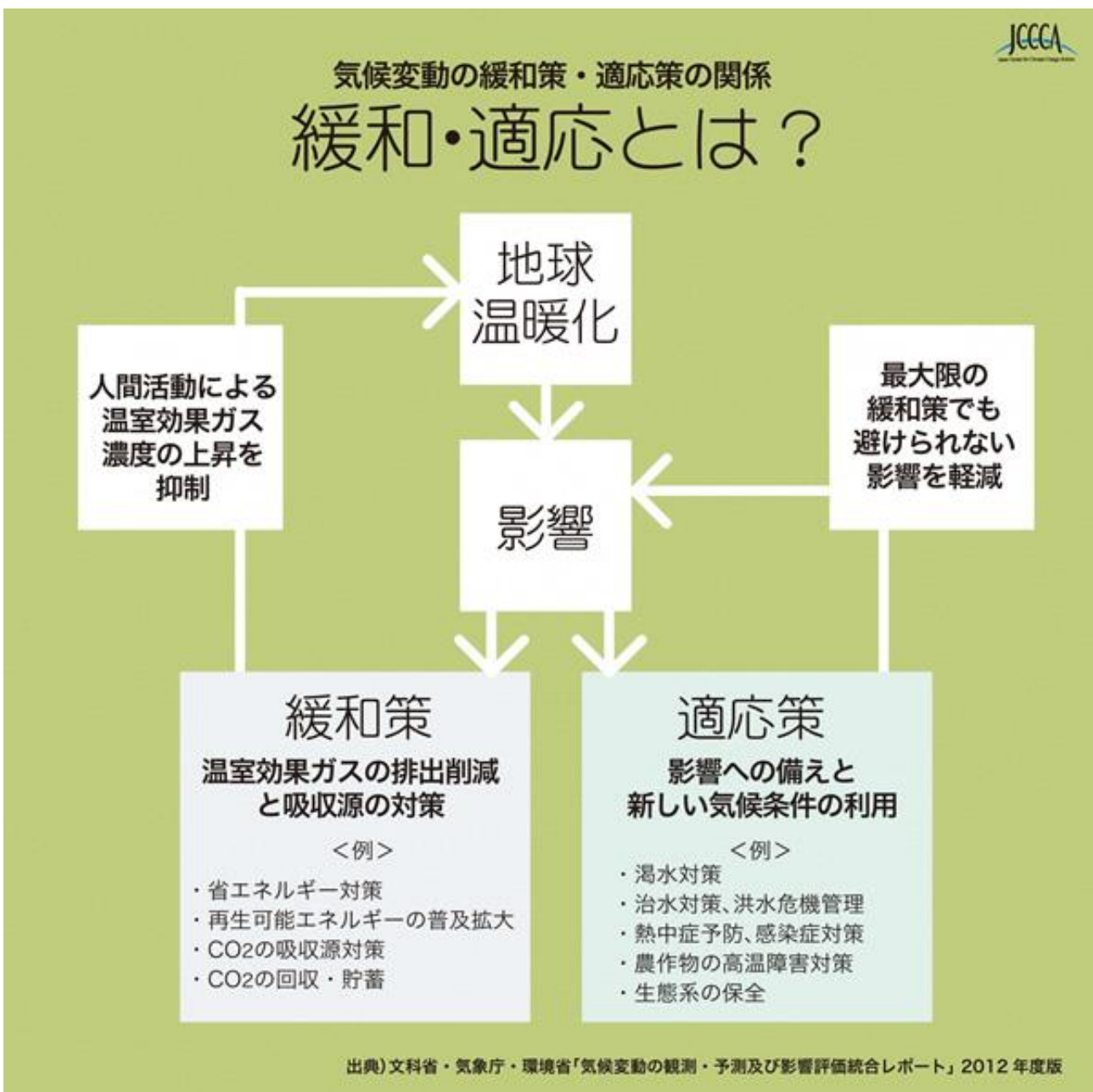
<http://www.jccca.org>



3-3 気候変動への「緩和」と「適応」

温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことが「緩和」です。省エネの取り組みや再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギー、工場や発電所などから発生するCO₂を大気放散する前に回収し地中貯留に適した地層まで運び長期間にわたり安定的に貯留する技術（CCS）の普及、植物によるCO₂の吸収源対策などが挙げられます。

これに対して、既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言います。影響の軽減をはじめ、リスクの回避・分散・需要と、機会の利用をふまえた対策のことで、渇水対策や農作物の新種の開発や、熱中症の早期警告インフラ整備などが例として挙げられます。



気候変動による影響がすでに生じている又はその恐れがある主要な7つの分野

農業、森林・林業、水産

水環境・水資源

自然生態系

自然災害・沿岸域

健康

産業・経済活動

国民生活・都市生活

気候変動の影響は、私たちのくらしの様々なところに既に現れています。気温上昇による農作物への影響や、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の強化などによる自然災害、熱中症搬送者数の増加といった健康への影響などなど。

これまで広く知られてきた「緩和策」と呼ばれる、温室効果ガスの排出量を減らす努力などに加えて、これからの時代は、すでに起こりつつある気候変動の影響への「適応策」を施していくことが重要です。

例1 食を守るための「適応」

気温の上昇によって、米であれば白未熟粒や、リンゴの日焼け、ミカンの浮皮、トマトの裂果などといった品質低下などの影響が既に現れています。

米であれば高温に強い品種に変えたり、作付け時期を変える、リンゴやトマトであれば日除けで強い日差しから守ることなどが「適応」といえます。

例2 気象災害から守るための「適応」

過去の観測を上回るような短時間強雨が増加しています。大雨による河川の氾濫や内水の氾濫、浸水被害を防ぐためのインフラ整備や、警戒避難体制の強化をすることも「適応」です。

私たち一人ひとりが、天気予報や防災アプリを確認したり、ハザードマップ（洪水被害予想地図）を確認したり、避難経路を確認し、気象災害から身を守ることも「適応」といえます。

例3 健康を守るための「適応」

日本の年平均気温は1898年から2017年までの100年間に1.19度の割合で上昇し、特に90年代以降、高温となる年が頻出しています。それに伴って、熱中症で搬送される人の数が増えたり、伝染病を媒介する蚊の北上などの影響が出ています。

水分補給をこまめにしたり、エアコンの設定温度を適度に保つことによって熱中症を予防したり、虫刺されに気をつけ、一人ひとりが自身の健康を守ることも「適応」です。

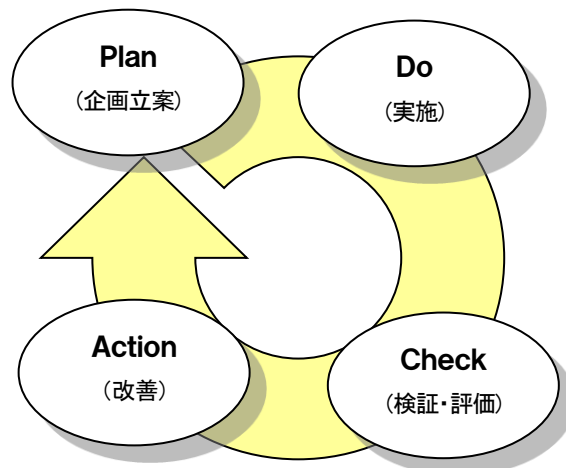
第5章 計画の進行管理等

第1節 計画の進行管理等

1-1 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくためには、取り組みの進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を見直していく必要があります。そこで、計画の進行管理に環境マネジメントシステム（PDCAサイクル）の考え方を取り入れ、継続的な改善を図っていきます。

なお、本計画に掲げた目標達成の進捗状況を年次報告書として公表するとともに、市民等からの意見に関しては、必要に応じ本宮市環境審議会等で検討し、その反映に努めていきます。



1-2 計画の見直し

本計画は、計画期間を平成40年度（2028年度）までとしていますが、今後の環境問題や社会情勢の急激な変化、市民意識の変化、及び本宮市第2次総合計画の後期基本計画の改訂状況に応じて、5年に一度、市民等の意見を参考にしながら見直しを行うこととします。

※ 2019年5月1日以降は、「平成」を新元号年度に読み替えるものとします。

1-3 計画の推進体制

本計画を推進していくために、市民・事業者・行政（市）がお互いの役割を理解し、それぞれができること、なすべきことを行い、これら三者の協働を基礎として計画の推進を図っていきます。

◆本宮市環境審議会

本計画を推進していくには、環境に関する専門的な知識はもとより、環境行政全般にわたる広範囲な知識も必要となってきます。

このため、学識経験者等を構成員として、本宮市環境基本条例に基づき設置される「本宮市環境審議会」に、本計画の専門的かつ広範囲にわたる審議や環境行政への答申、助言等を求めます。

◆本宮市環境委員会連合会

本計画の実効性をより高めるためには、市民の理解と協力が不可欠です。このため、市民により構成された、幅広く環境にかかる施策、事業の推進を図る団体とで、相互の意見交換を行う場を設け、市民の意見が施策等に反映するよう配慮するとともに、協働により事業を推進していきます。

◆庁議・庁内関係部局

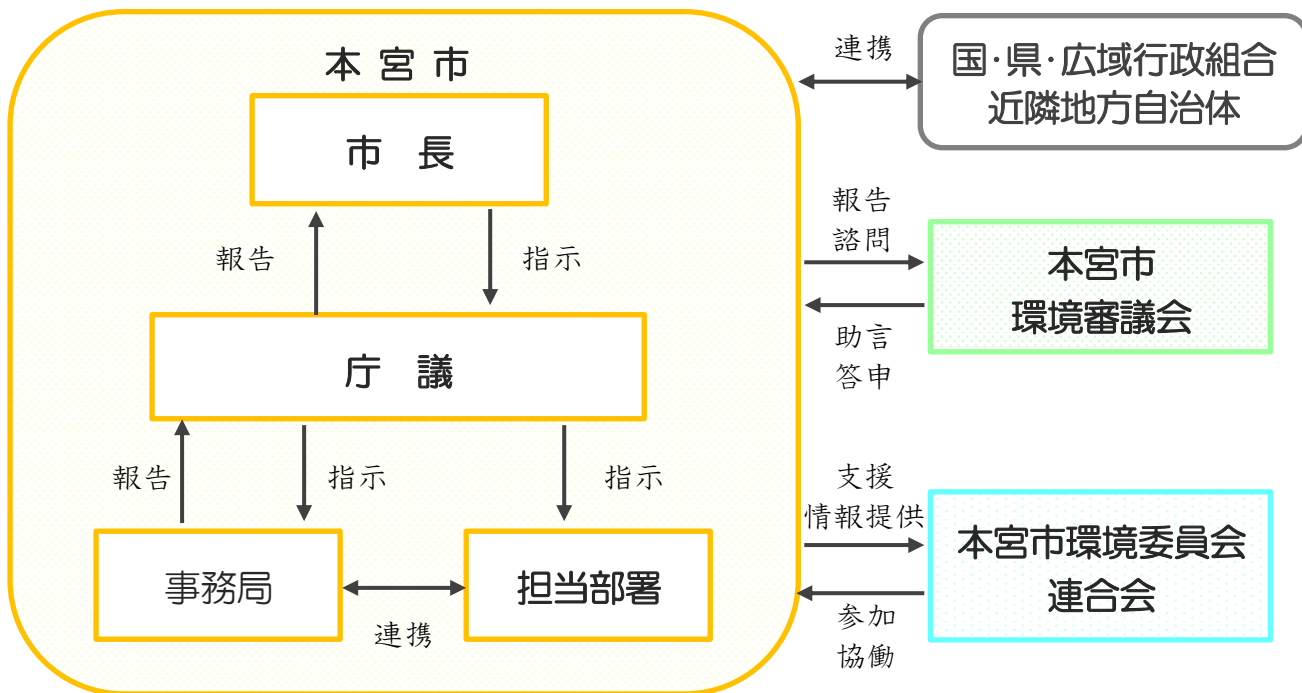
本計画に掲げた施策の推進には、多数の部署が関係しているため、各部署の意見を取りまとめ、本市全体として環境行政を推進していく必要があります。市政の基本方針及び重要施策等を審議し、各部門の総合調整を行う機関「庁議」で方針を決定し、施策・事業の総合的・計画的な取り組みを進めます。

また、庁内各担当部署では、市の施策・事業を実施する際に環境への配慮を行うことによって、市の推進する取り組みを着実に実施していくとともに、年次報告書により、毎年度、取り組み報告や数値目標の達成状況を把握します。

◆広域的な連携

国、県、広域行政組合及び近隣の地方自治体と共通する課題や地球環境問題等への対応について、緊密な連携を図りながら、広域的な視点でも取り組んでいきます。

計画の推進体制





資料編

1 計画策定の経緯

平成30年	会議等の名称	検討・審議内容
10月 30日	本宮市環境美化推進員会議	◆第2次計画の基本的事項、策定方針の説明
12月 13日	本宮市議会全員協議会	◆第2次計画の基本的事項、策定方針の説明
12月 18日	第1回環境審議会	◆諮問 ◆第2次計画の基本的事項、策定方針の説明
平成31年		
1月 22日	第2回環境審議会	◆第1次計画の評価 ◆地球温暖化対策地方公共団体実行計画の審議
2月 13日	第3回環境審議会	◆計画の目標、取り組みの審議 ◆計画案の審議
2月 28日	パブリックコメント	◆2月28日～3月18日まで回覧文書、市のウェブサイト、市役所本庁舎等でパブリックコメントの実施
3月 25日	第4回環境審議会	◆計画案の審議 ◆答申案の審議
3月 25日	市長への答申	
3月	計画の策定	

2 本宮市環境審議会委員名簿

役職名	氏名	所属団体等	役職名	氏名	所属団体等
会長	渡邊 明	福島大学共生システム理工学類 特任教授	委員	遠藤恵美子	本宮市婦人団体連合会 会長
副会長	遊佐 徹	本宮市環境美化推進委員	委員	田中美代子	本宮市女性消防協力隊 隊長
委員	長尾 良夫	本宮市環境委員会連合会 会長	委員	遠藤美恵子	J A女性部仁井田支部 代表
委員	山崎 敏雄	本宮市区長会連絡協議会 会長	委員	草野 和代	本宮市小中学校校長会 岩根小学校長
委員	岡田 祐策	本宮市工業等団地企業連絡会 会長	委員	奥山 久子	本宮市立白沢中学校 PTA副会長
委員	丸山 京男	本宮市商工会 理事	委員	根本 良作	一般公募委員
委員	渡邊 薫	本宮市商工会女性部 部長	委員	大塚 幸雄	一般公募委員
委員	眞島 和好	協和交通株式会社 代表取締役	※敬称略、委員順不同、所属団体等は委嘱時による		

3 諮問・答申

◆諮問文

30 生 第609号
平成30年12月18日

本宮市環境審議会会長 様

本宮市長 高松 義行

本宮市第2次環境基本計画の策定について（諮問）

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本宮市環境基本条例（平成20年本宮市条例第40号）第18条の規定に基づき、本宮市第2次環境基本計画の策定について、貴審議会に諮問します。

◆答申文

平成31年3月25日

本宮市長 高松 義行 様

本宮市環境審議会
会長 渡邊 明

本宮市第2次環境基本計画の策定について（答申）

平成30年12月18日付け30生第609号「本宮市第2次環境基本計画の策定について（諮問）」により諮問のあった件について、別冊のとおり答申します。

なお、本宮市第2次環境基本計画を推進するに当たり、次の事項について留意するようお願いいたします。

記

1. 実効性のある計画推進について

本計画を推進するに当たっては、毎年度成果の検証と必要な改善を行い、本宮市第2次環境基本計画の推進を図ること

○本宮市環境基本条例

平成20年9月18日
条例第40号

私たちのまち本宮市は、福島県のほぼ中央に位置し、市の中心部には阿武隈川の流れとともに、平地が広がり、東部は、阿武隈山系からなる山並みや丘陵地、西部には安達太良山から連なる山並みを有し、水と緑豊かな恵みを受けている。

このような自然地形条件の下に、動植物が生息し、河川、ため池、森林等の自然資源が確保されているまちであるとともに、昔から交通の要衝でもあり、先人たちの努力により産業がバランスよく発達してきた。

しかし、近年の社会経済活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄などにより資源やエネルギーを消費し、自然の再生能力を超えるような負荷を与えることとなり、環境の劣化が大きく進み、持続可能な社会の維持が難しい状況にある。

このような環境への影響は、地域社会にとどまらず、地球規模までに広がり、ますます複雑・多様化する様相を呈する一方で、将来にわたる問題として認識され、世界的に様々な環境への取り組みが進められている。

私たちは、等しく健全で豊かな環境の恵みを享受する権利を有するが、同様に豊かな環境を守り、育てながら未来へと引き継ぐ責務も負っている。

このような認識の下、人類の生存は自然環境がもたらす恩恵によって支えられ、育まれてきたことを改めて認識し、市、市民及び事業者の全てが協働し、環境への負荷の低減に努めるとともに豊かで快適な環境を保全しながら創造していくため、ここに本宮市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造についての基本的な考え方を定め、市、市民及び事業者

の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となっているもの及びそのおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、全ての市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全と創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちの実現を目的として行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての日常生活及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者が環境への理解を深め、かつ、意欲を高めるため必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、その日常生活において環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に伴って生じる環境への負荷を低減するため、自己の責任において、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、法令、条例等の規定に違反しない場合においても、良好な環境を損なうことのないよう最大限の努力を払わなければならない。その事業活動により良好な環境の侵害に係る紛争が生じたときも同様とする。

第2章 環境の保全と創造に関する施策

(基本方針)

第7条 市は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本方針とし、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 地球温暖化防止を推進するため、省資源、省エネルギーの推進を行う。
- (2) 循環型社会を構築するため、廃棄物の適正処理及び減量化等の推進を行う。
- (3) 豊かな自然環境を保つため、生物の多様性

を保全するとともに、河川、ため池、森林、農地等の自然環境を体系的に保全し、自然と共生できる地域づくりを行う。

- (4) 良質で健康的な生活環境を確保するため、公害の未然防止、緑化の推進、歴史的・文化的な景観の形成等を行う。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民等の意見の反映に努めるとともに、本宮市環境審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 第2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との関係)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全と創造に配慮しなければならない。

(市民等の意見の反映)

第10条 市は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、市民等の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

(開発事業等に係る環境の配慮)

第11条 市は、土地の形質の変更、工作物の新設その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある事業(以下「開発事業等」という。)を行おうとする者が当該事業の実施に当たり、あらかじめ当該事業に係る環境への影響について適正に配慮するよう、自然環境の保全、開発事業等の必要性その他の総合的見地から助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市の率先実行)

第12条 市は、自らが事業者及び消費者としての立場であるとの認識のもとに、環境の保全と創

造に資する行為を率先して実行するものとする。
(環境教育及び環境学習の推進)

第13条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、市民等による自発的な環境活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境教育及び環境学習が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。
(環境施策の実施状況の公表)

第14条 市長は、毎年度、環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
(国、県及び他の自治体等との協力)

第15条 市は、環境の保全と創造に関する広域的な取り組みを必要とする施策については、国、県及び他の自治体等と協力して推進するよう努めるものとする。
(地球環境保全の推進等)

第16条 市は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進を図るとともに、環境の保全及び創造に関する国際的な連携に努めなければならない。

第3章 環境審議会

(設置)

第17条 市長の環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を調査審議するため、本宮市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第18条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全と創造に係る基本的事項に関すること。
- (3) その他、環境の保全と創造に関し必要な事項に関すること。

2 審議会は、環境の保全と創造に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第19条 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第20条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(本宮市環境審議会条例の廃止)

2 本宮市環境審議会条例(平成19年本宮市条例第145号)は、廃止する。

○本宮市美しいまちづくり推進条例

平成19年1月1日
条例第146号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに飼い犬のふんの放置の防止に関し、本市、市民等、事業者、占有者等の責務及び必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を行い、もって清潔で美しいまちづくりの形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料を収納していた缶、瓶その他飲食料を収納していた容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻及びチューインガムのかみかすをいう。
- (3) 市民等 市民、滞在者及び旅行者をいう。
- (4) 事業者 市内で商業、工業、金融業その他これらと同種の経済活動を営む者をいう。
- (5) 占有者等 土地及び建物を占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 空き缶等のごみ 空き缶等及び吸い殻等をいう。
- (7) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市の環境美化の促進及び美観の保護(以下「環境美化の促進等」という。)を図るため、空き缶等のごみの散乱防止に関する施策(以下「施策」という。)を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するため、市民等、事業者、占有者等、県及び国に対して必要な協力要請を行う責務を有する。

(市長の責務)

第4条 市長は、市民等、事業者及び占有者等に

対して、環境美化を促進するため、知識の普及及び意識の向上を図る等、必要な措置を講じなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、空き缶等のごみを散乱させないために、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等のごみを持ち帰り、又は回収容器に収容するよう努めなければならない。

2 飼い犬の所有者又は飼養、管理する者(以下「所有者等」という。)は、飼い犬を散歩させるときは、飼い犬のふんを持ち帰るための回収袋等を携帯し、使用するよう努めなければならない。

3 市民等は、自らの身近な地域における清掃活動その他環境美化の促進等に関する実践活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境美化の促進等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に付随して生じる空き缶等のごみの散乱を防止するとともに、環境美化の促進等について被用者の啓発に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する環境美化の促進等に関する施策に協力しなければならない。

3 事業者のうち、容器に収容する飲食料を製造する者及び容器に収容した飲食料(以下「容器飲食料」という。)を販売する者は、空き缶等の散乱を防止するために消費者に対する啓発及び再資源化の可能な容器への転換に努めなければならない。

4 事業者のうち、容器飲食料を販売する者は、容器飲食料を販売する場所に回収容器を設け、空き缶等を散乱させないよう当該回収容器を適正に維持管理しなければならない。

5 事業者のうち、たばこ又はチューインガムを製造し、又は販売する者は、吸い殻等の散乱を

防止するため、消費者に対する啓発に努めなければならない。

- 6 観光業者(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定するホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業その他観光に関する事業を行う者をいう。)は、空き缶等のごみの散乱防止のため、観光客に対する啓発に努めなければならない。

(占有者等の責務)

第7条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地及び建物周辺における空き缶等のごみの散乱を防止するため、土地又は建物の利用者に対する啓発を行うとともに、散乱した空き缶等のごみの清掃活動を行う等、環境整備に必要な措置を講じなければならない。

- 2 占有者等は、市が実施する環境美化の促進等に関する施策に協力しなければならない。

(植花等)

第8条 市民、事業者及び占有者等は、草花、樹木等の植栽に努め、環境美化及び美観の形成に協力しなければならない。

(禁止行為)

第9条 市民等、事業者及び占有者等は、道路、河川、水路、溜池、公園、広場、山林及び耕作地(以下「公共の場所等」という。)に空き缶等のごみをみだりに捨ててはならない。

- 2 飼い犬の所有者等は、飼い犬が公共の場所等で排せつしたふんを放置してはならない。

(自動販売機の設置届出)

第10条 容器飲食料を自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)により販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 自動販売機の設置場所

(3) 回収容器的設置場所及び管理の方法

(4) その他規則で定める事項

(変更等の届出)

第11条 前条の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、当該届出に係る同条第2号又は第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 届出者は、当該届出に係る前条第1号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機による容器飲食料の販売を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第12条 届出者からその届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出者の地位を承継する。

- 2 届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出者の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第13条 市長は、第10条、第11条第2項(廃止の届出に関する部分を除く。)又は前条第3項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。

- 2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に届出済証をはり付けておかななければならない。

- 3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内に規則の定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 4 市長は、前項の届出があったときは、その届出

をした者に対して、届出済証を交付するものとする。この場合においては、第2項の規定を準用する。

(回収容器の設置及び管理)

第14条 容器飲食料を自動販売機により販売する者(以下「自動販売業者」という。)は、当該自動販売機ごとに規則で定めるところにより、回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に維持管理しなければならない。

(勧告)

第15条 市長は、前条の規定に違反していると認めるときは、自動販売業者に対し、期限を定めて回収容器を設置し、適正に維持管理をするよう勧告することができる。

2 市長は、第9条第1項の規定に違反していると認めるときは、空き缶等のごみを捨てた者に対して、ごみを持ち帰り、又は回収容器に収納するなど適切な処分をするよう勧告することができる。

3 市長は、第9条第2項の規定に違反していると認めるときは、犬のふんを放置した者に対してふんを持ち帰るなど適切に処分するよう勧告することができる。

(命令)

第16条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた自動販売業者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条第2項又は第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(土地の占有者等に対する勧告)

第17条 市長は、空き缶等のごみが著しく散乱している場合において、当該土地の占有者等が散乱した空き缶等のごみの清掃活動その他の環境美化の促進等に必要な措置を行っていないと認められるときは、当該土地の占有者等に対し、期限を定めて、当該措置を講ずるよう勧告する

ことができる。

(立入調査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、空き缶等のごみの散乱又は回収容器の設置及びその維持管理の状況を調査するために必要があると認めるときは、市長の指定する職員に空き缶等のごみが散乱している土地又は当該自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第19条 市長は、第15条、第16条及び第17条の規定による勧告又は命令を受けた者が正当な理由がなく、その勧告又は命令に従わないときは、その氏名、住所(法人にあっては、法人名及び本店の所在地)、この条例による勧告又は命令に従わない旨及びその違反の内容を公表することができる。

(環境美化推進員)

第20条 市長は、地域における環境美化の促進等に関し、本宮市環境美化推進員を選定し、次に掲げる事項の実施について協力を求めることができる。

(1) 自主的奉仕活動の促進及び助長に関する指導及び助言

(2) 自主的奉仕活動団体相互間の連絡調整及び市が実施する施策と自主的奉仕活動との調整

(3) ごみの投棄及び犬のふんの放置防止に関する啓発及び指導

(4) 空き缶等のごみの散乱及び清掃活動状況の調査報告

(5) その他環境美化の促進等に必要事項(環境美化の日の設定)

第21条 市長は、環境美化の促進等について、市

民の関心と理解を深めるため、規則の定めるところにより、環境美化の日を設ける。

(適用上の注意)

第22条 この条例の適用に当たっては、市民等、事業者及び占有者等の権利を不当に侵害しないように留意し、空き缶等及び吸い殻等の不法投棄を禁じている法令に留意しなければならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 第16条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

2 第10条又は第11条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処する。

3 第11条第2項(廃止の届出に関する部分を除く。)又は第12条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、1万円の罰金に処する。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条各項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の本宮町美しいまちづくり推進条例(平成5年本宮町条例第28号。以下「本宮町条例」という。)又は白沢村の美しい環境をつくる条例(平成11年白沢村条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお本宮町条例の例による。

○本宮市公害対策条例

平成19年1月1日
条例第144号

(趣旨)

第1条 この条例は、住民の健康で文化的な生活を確保するため、法令に特別の定めがあるもののほか、市内事業者及び住民の公害の防止に関する責務を明らかにするとともに公害の防止に関する市の施策の基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる、ばい煙、汚水、廃棄物等の処理等、公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、市が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、国及び県の公害の防止に関する施策と相まって、この条例に規定する施策を講ずることにより良好な生活環境を保全し、もって住民の健康及び安全を確保するものとする。

(住民の責務)

第5条 住民は、公害を発生させることのないように常に努めなければならない。

2 住民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(公害の防止に関する施策)

第6条 市長は、おおむね次に掲げる施策を講じ、

公害の防止に努めるものとする。

(1) 公害の状況を把握するために必要な監視及び測定に関すること。

(2) 公害を防止するために必要な都市施設等の整備に関すること。

(3) 公害の防止に資するために緑地の保全その他自然環境の保護に関すること。

(4) 事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善に要する資金のあっ旋その他の援助に関すること。

(5) 事業者及び住民に対する公害の防止についての啓もうに関すること。

(6) 公害に係る紛争が生じた場合には、その公正な処理をするため、県及び関係市町村と協力し、その適切な処理に努めること。

(苦情等の処理)

第7条 市長は、公害に係る苦情、陳情等について住民の相談に応じ、県及び関係市町村と協力の下に、その適切な処理に努めるものとする。

(処理計画)

第8条 市長は、公害防止のため事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、当該事業者に対し期限を定めて、公害を防止するための処理計画を作成させ、その提出を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により処理計画の作成及び提出を命ずるときは、当該計画に記載すべき事項を示して行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定により処理計画の提出があった場合において、当該計画が公害を防止するために十分な計画でないと認めるときは、本宮市環境審議会の意見を聴いて、当該計画の変更を命ずることができる。

4 市長は、前項の規定により処理計画の変更を命じようとするときは、当該事業者又はその代理人に口頭又は文書で弁明の機会を与えなければならない。

5 市長は、事業者が第1項の規定により提出した処理計画又は第3項の規定により変更を命じられた処理計画において定めた措置を講じないときは、本宮市環境審議会の意見を聴いて当該事業者に対し期限を定め、当該計画において定めた措置の実施を命じることができる。

6 第4項の規定は、前項の規定により実施を命じようとする場合について準用する。

(緊急時の措置)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係事業者に対し、ばい煙又は汚水の排出量の減少について協力を求めることができる。

(1) 気象状況の影響により大気汚染が著しく人の健康又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。

(2) 異常な湯水その他これに準ずる事由により水質の汚濁が著しく人の健康又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。

2 事業者は、前項の規定により協力を求められた場合は、速やかにばい煙又は汚水の排出量の減少について、適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を市長に報告しなければならない。

(報告事項)

第10条 事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を直ちに市長に報告しなければならない。

(1) その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき
その発生し、又は発生するおそれがあると認められる公害の内容及び当該公害の防止のために講じようとする措置の状況

(2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事項が発生した場合において、当該事項により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき
その事故の状況並びにその事故に対する応急の措置の内容及び復旧工事の計画

2 市長は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において事業者に対し、公害の防止に関して必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして公害を発生し、又は発生するおそれがあると認められる事業者の工場又は事業場に立ち入り、その施設帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第13条 第8条第5項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

2 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第11条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)

の前日までに、合併前の本宮町公害対策条例(昭和47年本宮町条例第3号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

用語説明

▶ ア行

アイドリングストップ ————— P18

自動車の停車時にエンジンを切ること。 unnecessary 燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を抑制することがねらい。

空き家 ————— P25

居住その他の使用がなされていないことが常態である建物。適切な管理が行き届かない空き家は、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題が懸念されている。

アスベスト ————— P22

日本名で石綿といい、蛇紋石や角閃石が繊維状に変形した天然の鉱石で無機繊維状鉱物。建物などの断熱材や防火材、機械などの摩擦防止用などに大量に使用されたが、空中に飛散した石綿繊維を長期間大量に吸入すると肺癌や中皮腫の誘因となる。2011年度以降は、新たな石綿製品は日本では製造されていない。

阿武隈川サミット ————— P28、P31

母なる川、阿武隈川をよく知り、川との共生を目指しながら、流域それぞれの実態に即した治水—利水計画との調和を図り、河川環境保全を推進するため、福島県—宮城県内の阿武隈川沿いの自治体の長が一堂に会し、それぞれの地域で役割分担をしながら、次世代に共通の遺産として良好な河川環境を伝えていくため、平成6年に発足した。

ウォームシェアスポット ————— P18

地球温暖化対策の一環として、電力等エネルギー需要が高まる冬季に、市民が快適に過ごせる施設をウォームシェアスポットとして登録し、家庭等の消費エネルギーの削減、地域の活性化につなげること。

ウォームビズ ————— P18

秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の20度にし、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。

エコクッキング ————— P30

身近な食生活からはじめるエコ活動。環境を思いやりながら、「買い物」「調理」「食事」「片づけ」をすること。

エコチャレンジ事業 ————— P16、P18

地球温暖化防止のためには、温室効果ガス総排出量の約5分の1を占める家庭部門における排出削減が不可欠であることから、電力使用量の削減など県民一人ひとりの行動に結びつく省エネルギー活動を促進するための福島県の事業。

エネルギー起源CO₂ ————— P34

燃料の燃焼で発生し排出される二酸化炭素。

オゾン層 ————— P 4、P19

地球の大気中でオゾン濃度が比較的高い部分のこと。地上から約20~50 kmほどの成層圏に多く存在する。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。大気中に放出されるフロンなどのオゾン層破壊物質によりオゾン濃度が低下した部分をオゾンホールと呼ぶ。

温室効果 ————— P16

地球をとりまく大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのこと。二酸化炭素などの大気中の気体(温室効果ガス)が温室効果をもたらす。

温室効果ガス ————— P17

大気中に存在すると赤外線を吸収し温室効果をもたらす気体のこと。二酸化炭素のほかにも、メタン、フロン、亜酸化窒素なども温室効果を引き起こし、単位量当りの効果が大きいため、排出量が少なくても地球環境への影響が甚大とされる。

▶ カ行

海洋プラスチック汚染 ————— P30

川に流されたごみは海に辿り着き、有機物のごみは微生物などの働きで長い年月をかけて分解さるが、プラスチックは熱や太陽の紫外線を受けもろく砕け

る。いくら小さくなくても、分解してなくなることはない。直径5ミリメートル以下のとても小さなプラスチックを「マイクロプラスチック」と呼び、その小さなプラスチックは、海の生き物がえさと間違えて食べてしまうことがあり、海の生態系への影響、そして、プラスチックには有害物質が付着しやすく、いずれは食物連鎖の頂上である私たちの食卓に到達するおそれがある。

環境 ISO ————— P38

国際標準化機構(International Organization for Standardization)が1996年9月に制定した環境管理システム(EMS)の国際規格。ISO14001は環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らすシステムを構築した組織に認証を与えるというマネジメントシステム規格である。組織の長が環境対策の方針を出し、実現のための計画を立案、実施一運用した上で、第三者機関による定期的な点検が義務付けられている。

環境ホルモン ————— P10

外因性内分泌攪乱化学物質という。内分泌攪乱物質などと省略することも多い。環境中にある物質が体内に取り込まれ、ホルモン作用を乱す(かく乱する)という意味で、環境ホルモンと通称される。

環境マネジメントシステム(EMS) — P18、P38

事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して、④方針等を見直すという一連の手続きを環境マネジメントシステム(環境管理システム)と呼ぶ。

クリーンエネルギー ————— P1

電気や熱などに変える際、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のこと。自然エネルギーや再生可能エネルギーとも呼ばれる。

クリーンエネルギー自動車 ————— P38

石油以外の資源を燃料に使うことによって、二酸化炭素、窒素化合物などの排出量を少なくした自動車。天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動

車、水素自動車、ハイブリッド車、燃料電池車などがある。

クールシェアスポット ————— P18

地球温暖化対策の一環として、電力等エネルギー需要が高まる夏季に、市民が快適に過ごせる施設を「クールシェアスポット」として登録し、家庭等の消費エネルギーの削減、熱中症予防、地域の活性化などにつなげる。

クールビズ ————— P18

夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28度にし、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。

グリーン購入 ————— P18

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。

光化学オキシダント ————— P22

自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線をうけ光化学反応を起こして作り出される物質の総称。

光化学スモッグ ————— P22

光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態になる。目やのどの粘膜を刺激したり、農産物に悪影響を与えたりする恐れがある。

公害 ————— P14

人の事業や生活などに伴って生じる大気汚染、水質汚濁、騒音や悪臭などが、人の健康や生活環境に被害を及ぼすこと。「環境基本法」においては、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭によって人の健康または生活環境に係る被害が生じることをいう」と定義されている。

▶ サ 行

災害破棄物 ————— P23

自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市町村等がその処理を実施するもの。

再生可能エネルギー ————— P14

我が国の主要なエネルギー源である石油・石炭などの化石燃料は限りがあるエネルギー資源である。これに対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。温室効果ガスを排出せず、国産のエネルギー源となる。

持続可能な社会 ————— P31

現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする理念。

循環型社会 ————— P11、P29

地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源—エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。

省エネ性能 ————— P18

省エネルギー能力の特性を大きさで表したものの。「省エネ性能が高い」、「省エネ性能が低い」というように使用する。

食品ロス ————— P30

食べられるのに捨てられてしまう食品。食品ロスを削減して、食品廃棄物の発生を減らしていくことが重要。日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は646万トン（平成27年度推計）。

新エネルギー ————— P 8

公的には「新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法」（新エネルギー法）において「新エネ

ギー利用等」として定義され、同法に基づき政令で指定されるもののことを指す。現在、指定されている新エネルギーは、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などであり、すべて再生可能エネルギーである。

新エネルギービジョン ————— P 8

本宮市が平成22年に策定した計画で、本市における新エネルギー導入の可能性や基本的な方向性を示すとともに、新エネルギーの普及を効果的に実践するための指針となる。

水素ステーション ————— P18

燃料電池自動車の動力源である水素を、供給するための施設。

生物多様性 ————— P27

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。

先進環境対応車 ————— P18

次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等）に、その時点の技術水準に照らして環境性能に優れた内燃機関車を加えたもの。

▶ タ 行

ダイオキシン ————— P10、P22

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）を略して、「ダイオキシン」と呼ぶ。「ダイオキシン類」は、塩素含有物質等が燃焼する際に発生する、狭義のダイオキシンとよく似た毒性を有する物質をまとめて表現するもの。ダイオキシン類対策特別措置法（1999）では、PCDD、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をあわせて「ダイオキシン類」と定義。

大腸菌群数 ————— P20

大腸菌群数は、大腸菌及び大腸菌と性質が似てい

る細菌の数のことをいう。大腸菌群数は、検水 1ml 中の個数（正確には培養後のコロニー数）または、検水 100ml 中の最確数（MPN）で表される。

地球温暖化 ————— P 1、P16

二酸化炭素 (CO₂) をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の大気や海洋の平均温度が上昇すること。温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

低公害車 ————— P38

大気汚染物質の排出が少なく環境負荷の少ない自動車。

低炭素社会 ————— P17

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

出前講座 ————— P12、P31

市民等が主催する集会等に市職員を派遣し、市のまちづくりや暮らしに役立つ情報について説明する市の事業。

▶ ナ 行

燃料電池自動車 ————— P18

水素を燃料電池に与え、水素と酸素の化学反応によって電力を生み出し、モーターを動かす。水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

▶ ハ 行

ハイブリッド車 ————— P38

ガソリンエンジンと電気モーターなど、複数の動力源を搭載する自動車。

バイオディーゼル燃料 (BDF) ————— P30

生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称で、排気ガス中の二酸化炭素・黒煙・硫黄酸化物の排出量が大幅に減ることから、地球にやさしい再生可能エネルギーと言われている。

バイオマスエネルギー ————— P 1

樹木や草などの生物体を作っている有機物を利用したエネルギー。バイオマスを燃やすと二酸化炭素が排出されるが、もともと光合成で吸収した二酸化炭素に由来しているため、バイオマスを燃やしても空気中の二酸化炭素の量はプラスマイナスゼロという計算が成り立つ。

ヒートアイランド ————— P26

周辺地域よりも高温の空気が都市域をドーム状におおう。都市化に伴う地表面の人工的改変、大量のエネルギー消費などで熱がたまることその成因。気温分布図の等値線が島の形を描くことから熱の島。

微小粒子状物質

[PM2.5] を参照。

福島議定書事業 ————— P16、P18

福島県内の学校や事業所が、地球温暖化対策の実施を知事と「議定書」として取り交わし、省資源・省エネルギーなどの地球温暖化対策に取り組む事業。

フロン ————— P 8、P19

フロンは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物 (CFC、HCFC、HFC) の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン (Chlorofluorocarbons; CFCs) と呼んでいる。特定の種類のフロンは対流圏ではほとんど分解されずに成層圏に達し、そこで塩素を放出してオゾン酸素原子に分解することがわかってきた。これがいわゆるオゾン層の破壊である。

▶ マ 行

マイバック ————— P30

レジ袋の過剰な消費から、繰り返し利用できる買物袋の使用に切り替えることで、ごみの削減、温

室効果ガスの削減、原料となる原油の節約、海洋プラスチック汚染問題の解消などを目的としている。

▶ ラ 行

リサイクル ————— P11、P29

廃棄物等を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。

リデュース ————— P29

ごみになるものの発生を抑制すること。

リユース ————— P29

そのままの形体でもう一度使うこと。再使用。

▶ 英 数

BDF

〔バイオディーゼル燃料〕を参照。

BOD ————— P20

生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand の略)。溶存酸素の存在下で、水中の有機物質などが生物化学的に酸化分解される際に消費される酸素量のことで、数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。河川の水質汚濁の一般指標として用いられる。

COP21 ————— P17

気候変動枠組条約締約国会議 (Conference of Parties) の略称であり、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場を指す。2015 年秋に 21 回目の会議がパリ (フランス) で開催されたため、この会議を COP21 またはパリ会議と呼ぶ。そして、COP21 で採択されたのがパリ協定という国際的な取り決め。

DO ————— P20

溶存酸素量 (Dissolved Oxygen の略)。水中に溶けている酸素の量を示す。溶存酸素量は、汚染度の高い水中では少なくなる。逆に水温が高いほど、気圧が低いほど、塩分濃度が高いほど濃度は低くなる。

IPCC ————— P16

国際気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change の略)。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立された組織。

LED ————— P 8

一方向に電圧を加えた時に発光する半導体の素子のこと。発光ダイオード。白熱電球と比べると寿命がかなり長く、また電気を直接光に変えるため、エネルギーの変換効率が非常に良い。

pH ————— P20

水素イオン濃度指数 (potential Hydrogen, power of Hydrogen の略)。物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す指標(記号は pH となるもので、0~14 の間の数値で表現される。pH7 が中性、7 から小さくなるほど酸性が強く、7 を超えるほどアルカリ性が強くなる。

PM2.5 ————— P10、P22

大気中に浮遊している直径 2.5 μm (1 μm (マイクロメートル) =1mm の 1000 分の 1) 以下の非常に小さな粒子。工場や自動車、船舶、航空機などから排出されたばい煙や粉じん、硫酸化物などの大気汚染の原因となる粒子状の物質のこと。

SS ————— P20

浮遊物質 (suspended solids の略)。水中に浮遊している物質のこと。測定方法は一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測る。数値 (mg/l) が大きいほど濁りの度合いが大きいことを示す。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
 世界を変えるための17の目標

1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう




6 安全な水とトイレを世界中に



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任 つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう



出典：国連広報センター